

令和 7 年度（2025 年度）
芦北地域振興局保健福祉環境部
業務概要

熊本県県南広域本部

芦北地域振興局保健福祉環境部

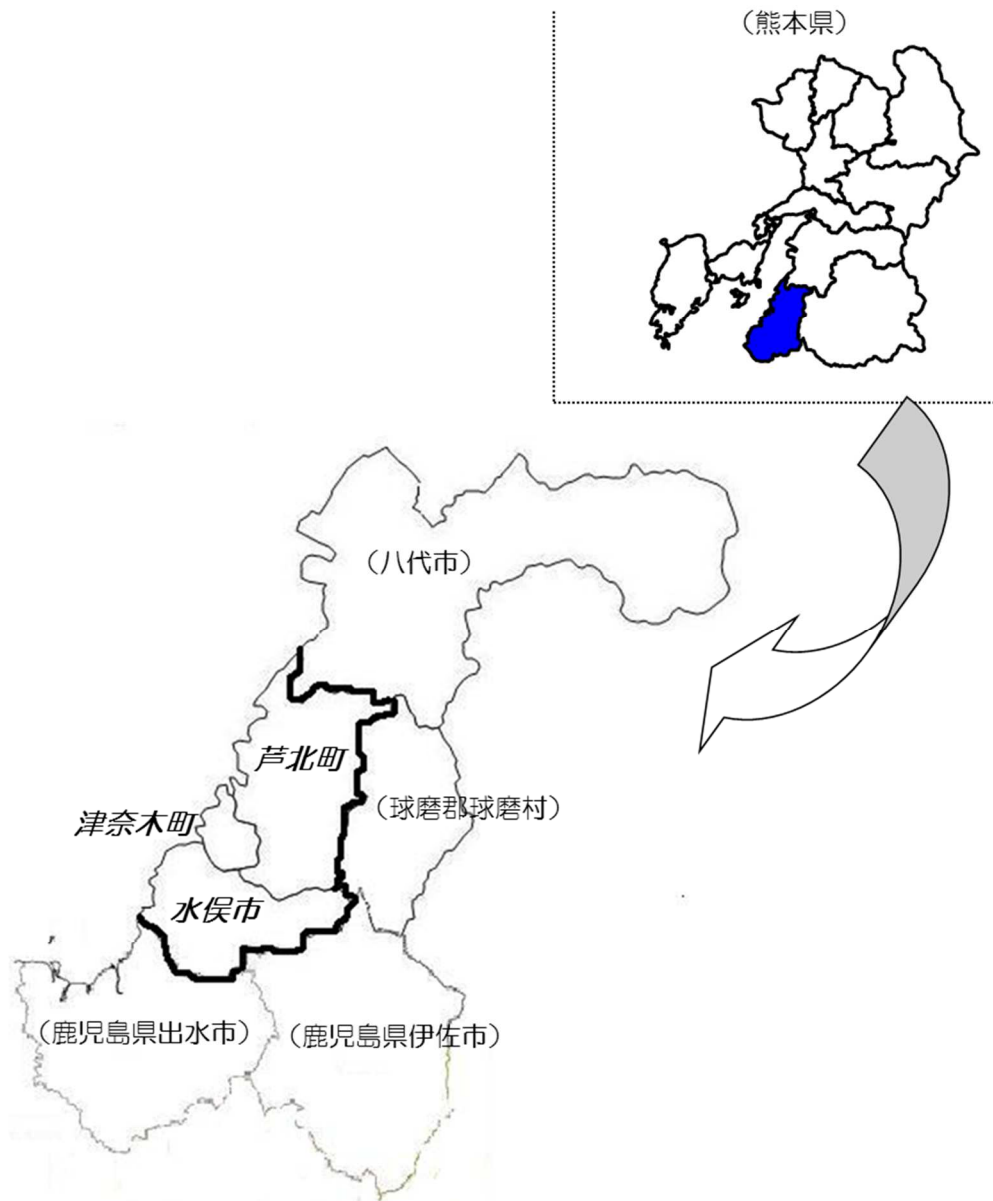
令和 7 年（2025 年）6 月

目 次

芦北管内の概要	1
保健福祉環境部の概要	3
- 1 芦北地域振興局の沿革	3
- 2 保健福祉環境部の組織と業務	4
- 3 相談窓口	5
令和6年度(2024年度)主要事業(実績)	6
1 総務企画課	6
2 福祉課	8
3 衛生環境課	9
4 保健予防課	11
各課の個別事業	13
1 総務企画課	13
1 - 1 熊本県保健医療計画(芦北圏域編)	13
1 - 2 芦北地域保健医療推進協議会	13
1 - 3 免許申請受付	14
1 - 4 医療監視(立入検査)	14
1 - 5 健康危機管理	14
1 - 6 救急医療の推進	15
1 - 7 災害医療の推進	15
1 - 8 在宅医療	15
1 - 9 災害救助	16
1 - 10 地球温暖化防止対策	16
1 - 11 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり	16
1 - 12 少年の保護育成	17
1 - 13 交通安全・防犯対策	17
1 - 14 消費生活	18
2 福祉課	19
2 - 1 生活保護	19
2 - 2 児童虐待・DV対策	20
2 - 3 地域福祉の推進	20
2 - 4 高齢者福祉	20
2 - 5 障がい者福祉	21
2 - 6 ひとり親家庭福祉	22
3 衛生環境課	24
3 - 1 食の安全、安心	24
3 - 2 医薬品及び医療機器の安全	26
3 - 3 薬物乱用防止	27
3 - 4 献血の推進	28
3 - 5 毒物、劇物の管理指導	29
3 - 6 廃棄物の適正処理と不法投棄防止	30
3 - 7 環境保全	31
3 - 8 生活衛生営業施設の衛生及び温泉の適正利用	35

3 - 9	飲用水の安全確保	36
3 - 10	動物愛護の推進及び狂犬病予防	37
4	保健予防課	40
4 - 1	看護師・栄養士等に係る業務指導	40
4 - 2	くまもと21ヘルスプラン（健康食生活）	41
4 - 3	くまもと21ヘルスプラン（生活習慣病）	41
4 - 4	精神保健及び精神障がい者の福祉	42
4 - 5	難病（指定難病）対策	43
4 - 6	感染症	44
4 - 7	母子保健	45
4 - 8	歯科保健	46
4 - 9	水俣病被認定者の保健福祉対策の推進	47
4 - 10	原子爆弾被爆者の援護	47
4 - 11	災害対応能力向上、連携体制を整備するための取り組み	47
4 - 12	アスベスト健康被害相談等	48
資料		49
- 1	人口動態等	49
- 2	管内の医療機関（病院、診療所）	50
- 3	社会福祉施設等一覧	53
	生活保護関係施設	53
	高齢者関係施設	53
	児童関係施設	56
	障害者関係施設	58
- 4 - 1	関係機関・団体・施設一覧	61
- 4 - 2	保健予防課関係データ	63

芦北管内の概要



熊本県県南広域本部芦北地域振興局は、水俣市及び葦北郡2町（芦北町及び津奈木町）を管轄し、熊本県の最南端に位置しています。

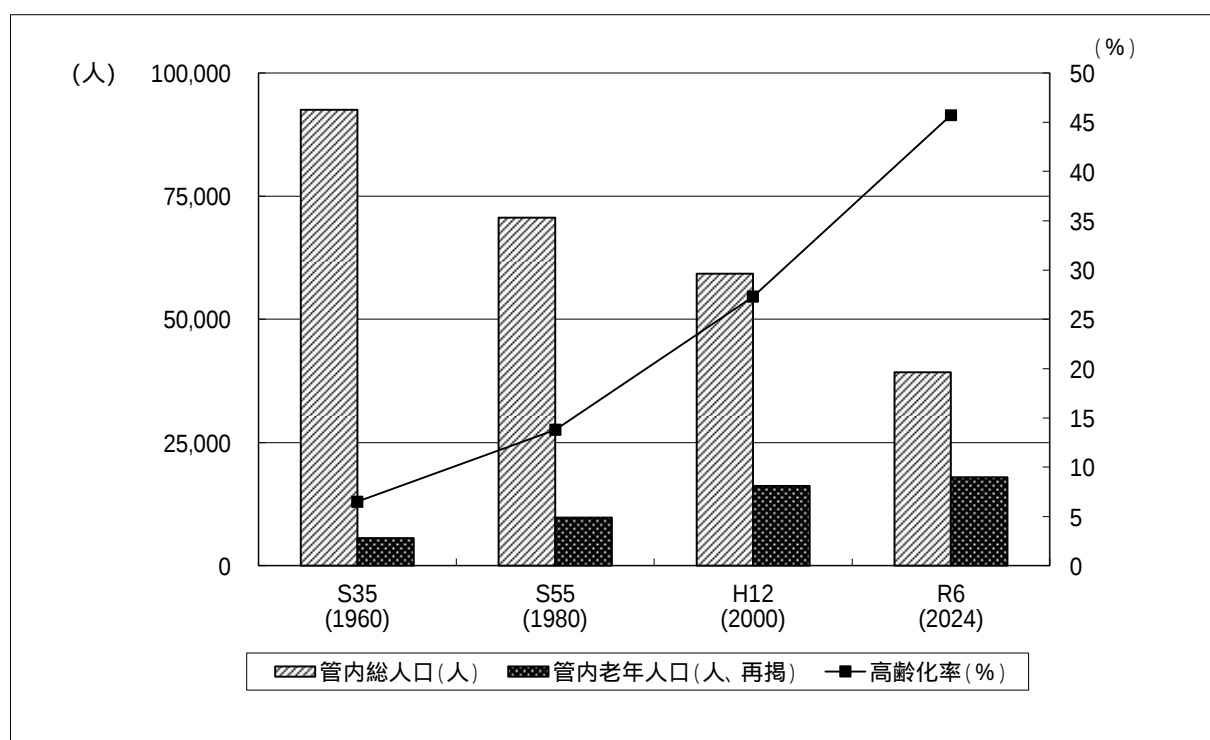
南は鹿児島県出水市及び伊佐市に隣接し、古くから鹿児島県との交流が盛んです。北は八代市、東は球磨郡球磨村と接しており、山々が連なった山間地となっています。西は八代海に面し、リアス式の美しい海岸線を有しています。温暖な気候を利用して甘夏みかんやデコポン等の生産が盛んで、温泉にも恵まれています。

管内の総人口は39,308人です。65歳以上の人口（老年人口）が総人口に占める割合（高齢化率）は45.7%であり、熊本県全体の高齢化率（32.6%）と比べ大きく上回っています。（令和6年10月1日現在）

また、管内の面積は43,138haですが、その7割以上を森林が占めています。

市町名	人口(人)	老年人口(人) (65 歳以上)	高齢化率(%)	世帯数	面積(ha)
水俣市	21,433	9,509	44.4%	9,601	16,329
芦北町	13,956	6,671	47.8%	5,691	23,401
津奈木町	3,919	1,799	45.9%	1,616	3,408
合計	39,308	17,979	45.7%	16,908	43,138
熊本県	1,696,144	552,759	32.6%	743,299	740,920

熊本県統計調査課：熊本県推計人口調査結果報告（年報：R6/10/1 現在）



保健福祉環境部の概要

- 1 芦北地域振興局の沿革

○旧県事務所・旧土木事務所

- 昭和 17 年 6 月 芦北地方事務所を芦北町花岡に設置。
(総務局・兵事学務課・経済課)
- 昭和 31 年 3 月 芦北地方事務所を芦北事務所に改称。
(総務課・税務課・福祉労務課・経済課・農地課・土木課)
- 昭和 36 年 8 月 土木課が芦北土木事務所として独立。
- 昭和 47 年 4 月 福祉労務課を福祉課に改称。
- 昭和 49 年 5 月 現庁舎(芦北町芦北)に移転。

○水俣保健所

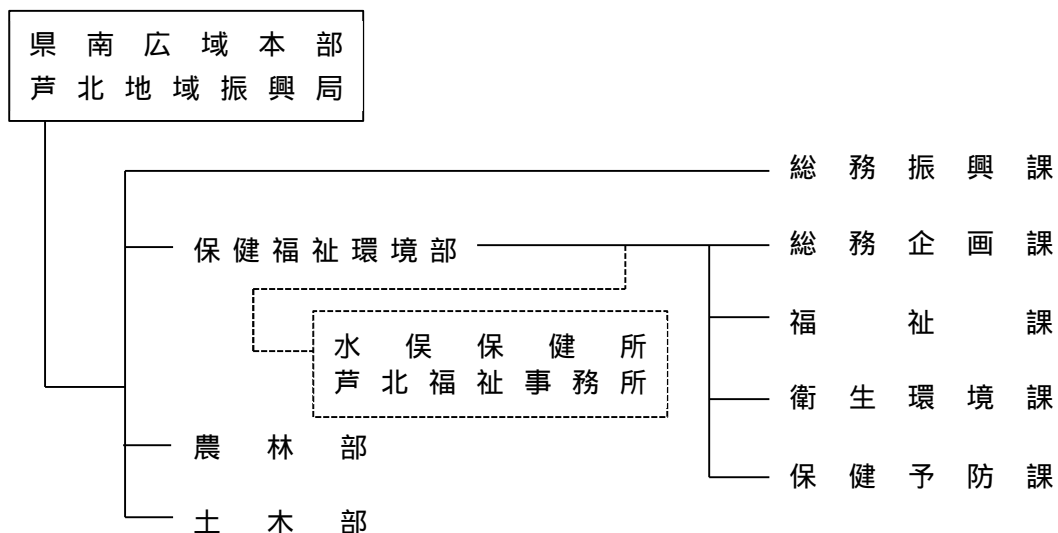
- 昭和 19 年 10 月 保健相談所(水俣市陣内)を水俣保健所に改称。
- 昭和 25 年 7 月 水俣市洗切町に移転。
- 昭和 33 年 10 月 全焼。
- 昭和 34 年 12 月 再建。
- 昭和 57 年 8 月 現庁舎(水俣市八幡町)に移転。

○芦北地域振興局

- 平成 12 年 4 月 芦北事務所、水俣保健所及び芦北土木事務所を統合して芦北地域振興局を設置。また、水俣保健所(3課)及び芦北事務所福祉課(芦北福祉事務所)を併せて保健福祉環境部を設置。

○県南広域本部芦北地域振興局

- 平成 25 年 4 月 組織改編により、県南広域本部芦北地域振興局と改称。



- 2 保健福祉環境部の組織と業務

保健福祉環境部長 (兼保健所長) (兼福祉事務所長) < 医師 > 保健福祉環境部副部長 (兼保健所次長) (兼福祉事務所次長) < 事務 >		地域振興局業務 ○保健所業務 □福祉事務所業務	
総務企画課 福祉課 衛生環境課 保健予防課	事務 2 名 保健師 1 名 事務 4 名 保健師 1 名 会計年度 任用職員 1 名 獣医師 2 名 薬剤師 2 名 会計年度 任用職員 1 名 保健師 6 名 管理栄養士 1 名 看護師 (水俣病審査課) 3 名 会計年度 任用職員 2 名	保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関すること ハートフルパスに関すること 交通安全対策、青少年の保護育成、消費生活に関すること 災害救助に関すること ○医事関係の試験及び免許に関すること ○救急医療及び災害医療に関すること ○レジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関すること ○保健統計に関すること ○地域保健に係る情報管理、調査研究、企画調整、市町村支援・連絡調整・教育研修及び各種相談に関すること ○地域医療対策及び地域保健医療推進協議会に関すること ○健康危機管理に関すること	
		地域福祉施策の推進及び調整に関すること 市町が実施する老人福祉、身体障害者福祉及び知的障害者（児）福祉の措置等に係る連絡調整等に関すること 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること 行旅病人及び行旅死亡人に関すること 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること ○レジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関すること（社会福祉施設等） □生活保護に関すること □児童及び妊産婦の福祉並びに児童虐待の防止に関すること □母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること □婦人の保護及び更生に関すること	
		衛生環境施策の推進に関すること ○食品衛生、乳肉衛生に関すること （製菓衛生師、ふく処理師に関することを含む） ○生活衛生営業 （旅館、公衆浴場、興行場、理美容、ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ）指導に関すること （いづれ症発生防止、建築物衛生管理に関することを含む） ○医薬品、医療機器の安全に関すること （麻薬、毒劇物、薬物乱用防止に関することを含む） ○献血の推進に関すること ○水道に関すること ○廃棄物に関すること （自動車リサイクル法に関することを含む） ○環境保全（大気汚染防止、水質汚濁防止）公害、浄化槽に関すること ○狂犬病予防、動物愛護に関すること	
		地域保健施策の推進に関すること 健康食生活・食育に関すること ○精神保健及び精神障害者の福祉に関すること ○母性及び乳幼児の保健指導に関すること ○難病に関すること ○保健師、助産師及び看護師に関すること ○栄養指導並びに栄養士及び調理師に関すること ○健康づくり及び生活習慣病に関すること ○歯科疾患の予防及び予防的治療に関すること ○感染症（結核を含む）及び性感染症の予防に関すること ○原子爆弾被爆者の援護に関すること ○予防接種、検疫に関すること ○水俣病認定者家庭療育指導に関すること	

- 3 相談窓口

保健福祉環境部では、県民の皆様からの保健、医療、福祉、環境に関する相談に応じています。また、免許申請受付等も行っています。

【問合せ先】

・総務企画課、衛生環境課、保健予防課
住所：水俣市八幡町3丁目2-7
電話：0966-63-4104

・福祉課
住所：葦北郡芦北町芦北2670
電話：0966-82-2128

内容	受付時間		担当課
ハートフルパス ヘルプマーク・ヘルプカード	月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	総務企画課
医療安全相談	月～金曜日	午前 10 時～午後 4 時	
動物に関する相談	月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	衛生環境課
精神保健相談	随時受付		保健予防課
	* 医師による相談 （電話予約が必要） 第 2、4 水曜日 午後 2 時から		
すこやか育児相談	3 カ月毎第 1 木曜日 （事前予約が必要）		
難病相談	月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時	
エイズ相談	随時受付	午前 9 時～午後 5 時	
	* 検査 （事前予約が必要） 毎週木曜日午前 9 時～正午、第 3 木曜日 17 時～18 時		
D V、母子・父子・寡婦世帯 の相談	月～木曜日 金曜日	午前 9 時～午後 4 時 午前 9 時～午後 3 時	福祉課
その他の福祉に関する相談	月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	
免許申請	月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	各課

医師・保健師・助産師・看護師・理学療法士等・・・総務企画課
薬剤師・登録販売者・クリーニング師・・・・・・衛生環境課（薬務衛生課）
製菓衛生師・ふぐ処理師・・・・・・衛生環境課（健康危機管理課）
（管理）栄養士・調理師・・・・・・保健予防課

令和 6 年度（2024 年度）主要事業（実績）

1 総務企画課

- | |
|----------------------------|
| 1 第 8 次熊本県保健医療計画（芦北圏域編）の推進 |
| 2 地域医療構想の実現に向けた取組推進 |
| 3 健康危機管理体制の整備 |
| 4 在宅医療連携体制の整備 |
| 5 災害医療提供体制の構築推進 |

1 芦北地域保健医療計画の推進、総合評価

- ・熊本県保健医療計画は、医療法第 30 条の 4 の規定に基づく計画であり、本県における医療提供体制の整備促進、医療資源の効率的活用、医療関係施設間の機能連携の確保を図るために策定されています。
- ・令和 5 年度策定の第 8 次熊本県保健医療計画（計画期間：R 6 ～ R11）では、その中に芦北地域の課題と取組の方向性を定めた芦北圏域編を組み込み、県と圏域が一体となり、実現に向けて取り組んでいます。
- ・令和 6 年度は、計画開始年度であり、12 月に関係機関の取組状況等を照会し、芦北地域保健医療推進協議会を 1 回（2 月）開催しました。

2 地域医療構想の実現に向けた取組推進

- ・いわゆる 2025 年問題を見据え、地域にふさわしい医療機能の分化と連携の推進等を目的として策定された熊本県地域医療構想（平成 29 年 3 月策定）を着実に推進するため、芦北地域医療構想調整会議を平成 29 年 7 月に設置しました。
- ・令和 6 年度は、芦北地域医療構想調整会議を 3 回（8 月、11 月 書面開催、2 月）開催し、政策医療を担う中心的な 2 病院とその他の病院、診療所から病床機能報告を受け、医療機関の協議を行いました。
- ・圏域内の医療機関より病床機能再編支援給付金の申請があり、芦北地域医療構想調整会議に諮り、承認を得ました。

3 健康危機管理体制の整備

- ・医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因によって、人の生命、健康を脅かす事態に備えた健康危機管理体制の充実を図っています。
- ・平常時には、医療機関、食品衛生施設、温泉施設の監視指導、感染症全般等の予防対策を実施し、また、万一の健康危機発生に備え「健康危機管理マニュアル」に基づき、情報の収集、被害者に対する医療の確保、原因の究明、被害拡大防止等の体制づくりを推進しています。
- ・令和 6 年度は、健康危機発生時における対応能力の向上や健康危機管理体制等の確認のため、所内研修 3 回（5 月、9 月、11 月）の実施、振興局主催の水俣・芦北地域家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ等）防疫演習（11 月）への参加、消防本部との「エボラ出血熱患者等の移送に関する協定」に基づく患者搬送訓練（1 月）の実施、健康危機管理に関する関係機関との連携体制確保のため、芦北地域健康危機管理推進会議（1 月）の開催を行いました。
- ・令和 4 年の感染症法改正に基づき改正された熊本県感染症予防計画等との整合性を

図りながら、令和6年度は、保健所における健康危機管理体制の構築・強化を目的に、感染症発生時の業務体制等を定める健康危機対処計画を策定しました。計画に基づき、新興感染症発生時の地域の連携体制確保のための取組を推進していきます。

4 在宅医療連携体制の整備

- ・急激な高齢社会の到来に備えて、在宅療養体制の充実や在宅療養に対する患者や家族に対する意識の啓発が重要となっています。そのため、在宅医療の推進を通して、住民が、安心して在宅で療養できる医療連携体制の整備を行っています。
- ・毎年、「水俣・芦北地域在宅医療連携体制検討地域会議設置要項」に基づき、医療、看護、介護、保健、福祉等の関係者が集まり、連携の在り方を協議する地域会議を開催しています。令和2年度からは、平成28年度から医師会に設置された「水俣芦北圏域在宅医療・介護連携支援センター」と合同で開催しており、令和6年度においては、1回（5月）開催し、地域関係者とともに現状・課題の共有や解決策の検討を行っています。

また、水俣芦北圏域在宅医療・介護連携支援センターと連携し、地域住民への啓発の講演会や多職種が参加する研修会の開催、社会資源リストの更新、KMN導入研修、ACP出前講座等の取組を推進することで、在宅医療と介護の連携体制の構築に取り組んでいます。
- ・在宅医療の量・質両面を県内全域で推進するための「在宅医療サポートセンター」が平成31年3月13日に水俣市芦北郡医師会に設置されています。

5 災害医療提供体制の構築推進

- 地域災害保健医療福祉対策会議（以下「地域会議」）の設置及び開催

大規模災害時の被災者に対する保健医療福祉活動について、保健所や市町等の行政担当者や、地域関係者が平時から定期的に情報共有を行い、管内の災害保健医療福祉提供体制を整備するため平成30年度に設置しました。

毎年、会議を開催し、研修や訓練の実施を通して、関係者の連携体制の構築に努めています。

令和2年7月豪雨の際には、地域会議を12回（うち1回は書面）開催し、地域災害医療コーディネーターや関係機関・団体と情報共有し、情報の整理や対応策の検討等を行いました。

令和6年度においては、1回（8月）開催し、関係者と情報共有し、体制整備等について協議を行いました。
- 災害保健医療対応訓練の実施

令和6年度においては、水俣市が主催する水俣市防災フェスタにあわせて医療センターが実施される情報伝達訓練に一部参加しました。

また、県総合防災訓練において、保健所内部の保健医療調整現地本部の設置を行い、災害発生時初動対応の確認を行いました。
- EMIS（広域災害・救急医療情報システム）活用への取り組み

令和6年度は、管内の登録医療機関を対象とした研修会を開催することができませんでした。

2 福祉課

- | |
|--------------|
| 1 障がい者福祉の推進 |
| 2 生活困窮者の自立支援 |

1 障がい者福祉の推進

(1) 第6期障がい者計画の推進

第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」並びに同プランの実施計画である「第7期熊本県障がい福祉計画」及び「第3期熊本県障がい児福祉計画」に基づき、圏域の特性や課題に応じた重点施策を推進するため、市町が設置する障がい者総合支援協議会の運営を支援するなど、関係機関との連携や調整を行いました。

(2) 地域療育環境の向上

療育が必要な障がい児(者)に対し、保健、医療、福祉、教育等の各種サービスを総合的に調整・推進するため、関係機関で構成する水俣・芦北地域療育ネットワーク会議を開催し、それぞれの取り組みや管内の療育体制について意見交換を行うとともに、地域療育の中核的組織である水俣・芦北圏域児童発達支援センターの運営を支援しました。

2 生活困窮者の自立支援

(1) 生活保護の適正実施

芦北町と津奈木町の2町を担当区域として、生活困窮者に対する健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立助長という生活保護制度の目的に基づいて、保護の適正実施及び自立支援に取り組みました。

<令和7年4月1日における管内の保護の状況>

- ・管内世帯数 7,237 世帯
- ・被保護世帯数 111 世帯
- ・管内人口 17,609 人
- ・被保護者数 128 人

(2) 生活困窮者への切れ目のない支援

生活保護に至る前段階の生活困窮者を支援するため、各町社会福祉協議会の相談支援員が作成した支援プランを関係機関による支援調整会議を経て決定し、同プランに沿って具体的な支援を行いました。

<令和6年度の支援開始に係る支援調整会議の実績>

- ・対象者数 1 人
- ・支援プラン決定者数 1 人

3 衛生環境課

- 1 食品衛生の推進
- 2 環境保全の推進
- 3 狂犬病予防及び動物愛護の推進

1 食品衛生の推進

食中毒事故の防止と食品取扱者の衛生管理技術の向上及び食品表示の適正化を図るため、毎年食品衛生監視指導計画を策定して飲食店や食品販売店などの営業施設への監視指導と食品検査を実施し、食の安全確保に努めています。

(1) 食品による健康被害の未然防止

- ・食中毒のリスクの高い施設（飲食店、旅館、仕出し、弁当屋等の食品製造施設、広域流通製造施設、道の駅、物産館等多人数が利用する食品販売店）の監視指導
- ・規格基準がある食品の収去検査及び基準がない食品のモニタリング検査を実施
- ・食品衛生講習会の開催と市町広報誌掲載による周知、啓発

(2) 食品表示の適正化

- ・食品表示法に基づく表示の監視と収去検査による確認及び適正表示講習会の開催
- ・「一日食品衛生監視員」事業（住民参加の食品表示に特化した店舗巡回指導）の実施

2 環境保全の推進

廃棄物の不法投棄防止、大気汚染防止、水質汚濁防止等に係る様々な取組みを実施し、環境保全の推進に努めています。

(1) 廃棄物の不法投棄防止の取組み

- ・事業場に対する廃棄物の適正処理の指導、廃棄物処理業者に対する立入指導
- ・廃棄物監視指導員による不法投棄パトロールと発見後の適正処理の指導
- ・市町、警察、業界団体と連携した連絡会議の開催と合同監視の実施

(2) 大気汚染防止の取組み

- ・管内2か所（県内35か所）の測定局でPM2.5などの大気汚染物質を常時監視
- ・「大気汚染防止法」等に係る特定施設への立ち入りとばい塵等の検査

(3) 水質汚濁防止の取組み

- ・県内の主要河川及び定点地下水の継続的検査による監視
- ・「水質汚濁防止法」等の排水規制がかかる事業場への立入と水質検査の実施

(4) 水道事業の基盤強化推進

- ・芦北地域水道事業基盤強化推進協議会を開催し、管内水道事業の基盤を強化するための方策（広域連携等）について協議等を行う

3 狂犬病予防及び動物愛護の推進

「熊本県動物愛護推進計画」に基づき、抑留、収容された犬や猫の殺処分「ゼロ」を目指して様々な施策を実施しています。

(1) 犬猫の殺処分「ゼロ」を目指した取組み

- ・保管期間を延長し、動物愛護推進員や愛護団体と連携した犬、猫の譲渡の推進

(2) 動物愛護の取組み

- ・動物愛護推進計画に基づく犬猫殺処分数減少に向けた取組みの実施

- ・ 動物愛護祭の開催、市町の広報等を利用した終生飼養等動物愛護の啓発
 - ・ 飼い犬、飼い猫の引取りや飼い主のいない猫の引き取りを抑制
 - ・ 飼い主がいない猫の避妊去勢手術支援事業の実施
- (3) 動物愛護推進協議会
- ・ 知事の委嘱を受けた動物愛護推進員の活動の支援と会議の開催
 - ・ 市町と連携して動物愛護祭を開催

4 保健予防課

- 1 精神保健福祉の推進
- 2 生活習慣病対策の推進
- 3 歯科保健予防対策の推進
- 4 水俣病被認定者の保健福祉対策の推進

1 精神保健福祉の推進

精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、精神障がいに対する理解促進のための啓発活動を行うとともに、相談に対して専門的な対応を行いました。また、研修会や会議等を開催し、関係機関と連携して精神障がい者を地域で支えていくための体制整備に取り組みました。

(1) 発生予防及び関係機関との連携

・精神保健相談の実施

電話 172 件、来所（医師）4 件、来所（保健師）10 件

・地域精神保健福祉連絡協議会の開催

幹事会 1 回、協議会 1 回、研修会 1 回

・三者（医療機関、警察署、保健所）会議の開催 1 回

(2) 医療及び保護による支援

・精神障がい者通報等対応

精神保健福祉法第 23 条通報対応 8 件（うち措置診察 3 件）

(3) 福祉及び社会復帰対策による支援

・地域移行（定着）支援部会に出席 5 回

・圏域障がい者総合支援協議会に出席 1 回

・家庭訪問の実施 延 34 件、ケース会議の開催 延 11 回

・家族会総会・ふれあいピック等への支援

・スポーツ大会「PM グランドゴルフ大会」の開催（持ち回り） 悪天候により中止

(4) 自殺対策及びこころの健康づくり対策

・ゲートキーパー養成研修 1 回

・啓発活動（街頭キャンペーン） 1 回（3 月）

2 生活習慣病対策の推進

特定健診の有所見率（肥満者の割合、空腹時血糖 100 mg/dl 以上者の割合等）が増加傾向であることから、働く世代の生活習慣病対策を推進するため、地域保健・職域保健等が連携し、健康づくりの環境整備や健康経営への支援に取り組みました。

(1) 地域保健・職域保健の連携体制づくり

・地域・職域連携推進協議会（糖尿病対策地域連携会議）の開催 1 回

(2) 地域・職域等の連携による健康づくり環境整備と健康経営への支援

・減塩メニュー等提供店舗 3 店舗増加

・啓発活動（ホームページ、SNS、展示 等） 随時

・事業所の個別訪問：3 件

・健康づくり県民会議表彰での健康経営部門受賞 1 事業所

3 歯科保健予防対策の推進

3才児のむし歯有病者率は県平均より高く、保育所等におけるフッ化物洗口の実施率は県内で最も低い状況です。各ライフステージに応じた歯の健康づくりを推進し、住民の歯や口腔に係る健康な状態が維持できるように取り組みました。

- (1) 保育園、幼稚園等におけるフッ化物洗口の実施に向けた支援
 - ・水俣市・歯科医師会・歯科衛生士会と連携し、保育園、幼稚園等に希望調査を実施
 - ・新たにフッ化物洗口に取り組んだ2園の実施状況を調査
- (2) 関係機関と連携した体制づくり及び事業の推進
 - ・歯科保健連絡会の開催
幹事会 1回、連絡会 1回、研修会 2回
 - ・歯科に関する意識啓発支援プログラム（出前講座）の実施 5回

4 水俣病被認定者の保健福祉対策の推進

在宅で療養されている水俣病被害者に家庭訪問や電話相談を実施し、日常生活の指導や保健指導を行い、関係機関と連携しながら保健福祉の充実を図り、在宅療養の支援を行いました。また、「水俣病被害者等が安心して暮らせる地域づくり」を目指し、水俣・芦北地域の関係機関が医療や保健、福祉等の立場で適切なサービスが提供できるよう、ネットワークづくりの支援を行いました。

- (1) 水俣病被認定者家庭療養指導事業
 - ・訪問対象者 89人、訪問 延528件
 - ・福祉用具貸与 ベッド20件、車椅子5件
- (2) 胎児性・小児性水俣病患者等相談対応業務
 - ・相談対応実績：延べ89件
- (3) 水俣病被害者等保健福祉ネットワークの活動支援
（水俣病保健課が主管課で、水俣市社会福祉事業団に委託）
 - ・企画部会：2回出席
 - ・ISUI フェスティバルに参加

各課の個別事業

1 総務企画課

1 - 1 熊本県保健医療計画（芦北圏域編）

熊本県保健医療計画は、医療法第 30 条の 4 の規定に基づく計画で、熊本県における保健医療施策を効果的に推進するために策定されています。

○これまで二次保健医療圏ごとに策定していた「地域保健医療計画」については、「二次保健医療圏における計画の推進に向けて（圏域編）」として、地域の特性に応じた課題と取組の方向性を整理し、県計画へ統合します。

○第 8 次熊本県保健医療計画（芦北圏域編）（2024 年度～2029 年度）では、7 次計画の総合評価に基づき、県計画を踏まえ他計画との整合を図り芦北圏域における 9 つの課題とその取組みの方向性を策定しました。

○県境医療連携

○水俣病対策

○生活習慣病（糖尿病含む）の発症予防と重症予防

○外来医療に係る医療提供体制の確保

○在宅医療

○救急医療

○災害保健医療福祉

○新興感染症の発生・まん延時における医療

○歯科保健医療

○いわゆる 2025 年問題に対応するため、地域にふさわしい医療機能の分化と連携等を図る地域医療構想を保健医療計画の一部として、第 6 次計画に「追記」という形で平成 29 年 3 月に策定しました。

○平成 29 年 7 月に医療機関等をメンバーとした芦北地域医療構想調整会議を設置し、会議の運営方針や政策医療を担う中心的な医療機関の役割明確化等について協議を行い、地域医療構想の実現に向け、関係機関の情報共有等を図っています。

1 - 2 芦北地域保健医療推進協議会

○芦北地域保健医療推進協議会において、第 8 次熊本県保健医療計画（芦北圏域編）への取組みについて助言や提言をいただき、各関係機関との連絡・調整に努め、計画の着実な推進を図るとともに、総合評価で把握した課題の解消に向け取り組むべき施策を、計画に反映させています。

○第 8 次計画（芦北圏域編）で策定した 9 つの課題とその取組の方向性に関し、芦北地域保健医療推進協議会で計画の推進を図ります。

計画の推進に当たって、芦北地域保健医療推進協議会は行政機関、地域住民、保健医療関係者、関係団体と一体となり目標達成に向けて取り組みます。

1 - 3 免許申請受付

医療法等で定められている、医療関係免許申請等の事務手続きを行います。
(業務の集約化により、平成 26 年度から医療機関、医療法人等の届出、許認可の事務は八代保健所での手続きとなりました。)

(令和 6 年度医療関係免許申請関係事務の状況)

法令根拠	区 分	件数
医師法	医師免許	1
歯科医師法	歯科医師免許	2
保健師・助産師・看護師法	保健師免許	3
	助産師免許	1
	看護師免許	2 8
	准看護師免許	9
理学療法士及び 作業療法士法	理学療法士免許	1
	作業療法士免許	2
歯科技工士法	歯科技工士免許	0
臨床検査技師等に関する 法律	臨床検査技師免許	2
	衛生検査技師	0
診療放射線技師法	診療放射線技師	0
視能訓練士法	視能訓練士	0

1 - 4 医療監視（立入検査）

医療法に基づき、病院に対しては毎年、診療所に対しては 4 ～ 8 年に一度医療監視（立入検査）を行います。施術所等については必要に応じて検査を行い、指導します。(業務の集約化により、平成 26 年度から医療監視は八代保健所と合同で実施しています。)

令和 6 年度は、病院 10 件の検査を実施し、処分件数（増員停止命令・改善命令・使用制限禁止・管理者変更・許可取消・閉鎖命令）及び告発件数はありませんでした。

1 - 5 健康危機管理

食中毒、感染症及び毒劇物などによって生じる健康被害の発生予防及び拡大防止に努めます。平常時には、関係機関との連携確保に努め、訓練等を実施したり、情報収集や監視・指導を行います。また、健康危機事案の発生時には、初動体制を確立し、調査を実施して原因を究明します。さらに、適正な医療提供の確保を図るとともに被害の拡大防止に努め、県民の安全と安心を確保します。

健康危機管理マニュアルに基づく体制整備として、毎年、医師会・歯科医師会・薬剤師会・医療機関代表・市町・消防署・警察署・教育事務所・保健所をメンバーとする地域健康危機管理推進会議(芦北地域保健医療推進協議会救急

医療専門部会)を開催し、健康危機発生時に迅速、適切に対応できるよう体制整備を行っています。

1 - 6 救急医療の推進

休日における在宅当番医制の充実と、休日又は夜間における入院治療を要するなどの重症救急患者の医療を確保するため、病院群輪番制の診療機能向上を図るとともに、医療機関・薬局の公的検索システム「医療情報ネット」の効果的な活用を推進することにより、管内における救急医療体制の充実強化を図っています。

- 芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催

救急医療専門部会を開催し、救急医療体制、健康危機管理体制及び災害医療提供体制の充実を図っています。

令和6年度：令和6年1月23日に開催

1 - 7 災害医療の推進

東日本大震災や熊本地震を踏まえて、充実強化が課題となっている災害時における医療提供体制の構築に向け、医療調整機能の強化、関係者間の連携強化を図っています。

- 地域災害医療コーディネーターとの連携
- 地域災害保健医療対策会議（以下「地域会議」）の開催
- EMIS 入力訓練及び研修会の実施
- 関係機関との連携による災害医療対応訓練の実施

令和2年7月豪雨の際には、地域会議を12回（うち1回は書面）開催し、地域災害医療コーディネーターや関係機関・団体と情報共有し、情報の整理や対応策の検討等を行いました。

1 - 8 在宅医療

急激な高齢社会の到来に備えて、住民が安心して在宅で療養できる体制づくりを進めています。

- 水俣・芦北地域在宅医療連携体制検討地域会議の開催

水俣・芦北地域在宅医療連携体制検討地域会議を設置し、関係者が地域の課題の協議を行い、連携して課題の解決に向けて取り組んでいます。

- 関係機関との連携

多職種が参加する研修会の開催や、平成28年度から医師会に設置され

た水俣芦北圏域在宅医療・介護連携支援センターが取り組んでいる相談や研修等に協力しています。

- 水俣芦北圏域在宅医療・介護連携支援センターの円滑な事業実施・運営の支援

水俣市芦北郡医師会に設置された水俣芦北圏域在宅医療・介護連携支援センターと連携し、住民の相談対応や医療機関の連携促進、専門職の在宅医療に関する人材育成、入退院支援、訪問診療等の日常の療養支援等の取組等、地域の特性に応じた在宅医療を推進していきます。

1 - 9 災害救助

地震、洪水等による大規模な災害が発生した場合において、応急的に、必要な救助を行い、被災した住民の保護と社会の秩序の保全を図ります。

- 災害救助法に基づく救済活動の早期、適切な実施に係る調整

災害救助法に基づき、避難所、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食事の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与等を市町が主体となって取り組む場合において、市町と県庁主管課との連絡、報告、情報提供及び指示の橋渡し等を行い、円滑な調整を図ることによって被災者の早期救助に努めています。（平成 28 年熊本地震の発生時には芦北町に、令和 2 年 7 月豪雨の発生時には管内 3 市町に備蓄物資を給与しました。）

- 非常食（アルファ米、飲料水等）の備蓄

災害が起きた場合の非常食として、振興局にアルファ米、飲料水等を備蓄しています。

1 - 10 地球温暖化防止対策

本県で、県民総ぐるみによる温室効果ガス削減対策を推進しています。行政機関及び地球温暖化防止活動推進員等が中心となって、家庭など、身近なところから排出量削減に向けた活動を行っています。

1 - 11 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり

高齢者や障がい者等の自立と社会参加を促進し、住み慣れた地域で共にいきいきと暮らせるような「やさしいまちづくり」の実現を目指しています。

行政、事業者、住民が一体となって、高齢者や障がい者を取り巻く様々な障壁を取り除くための取組みができるよう、支援を行います。

- 障がい者用駐車場の適正利用

ハートフルパス（障がい者用駐車場利用証）を交付し、障がい者用駐車場を利用できる方を明確にすることにより、障がい者用駐車場の適正

な利用を促進します。平成 30 年 4 月より芦北町及び津奈木町で、令和 2 年 4 月より水俣市で、それぞれの市町にお住まいの方は交付申請ができるようになりました。

令和 5 年度末現在の交付実績は、有効期間が 1 年以上の方が 1897 人、1 年未満で必要な期間の方が 287 人です（管内市町における発行分も含む）。

また、この制度についての啓発を行い、県民の理解を促しています。



1 - 1 2 少年の保護育成

将来を担う少年の心身の健全な育成を図ります。少年の非行防止や生活環境の改善について、県民に対し普及啓発を行うとともに、健全育成のための環境の醸成に努めます。

- 熊本県少年保護育成条例

少年の健全な育成を図るため、条例に基づき、非行の原因となる有害環境の改善のための立入調査に協力しています。

- 「少年の主張」熊本県大会の作品（作文）募集

中学生が、日頃感じたり、考えたりしていることを広く社会に訴えることで、社会の一員としての自覚と行動を促す契機となることを目的として実施されており、作品の募集、推薦、審査に協力しています。

1 - 1 3 交通安全・防犯対策

管内の警察署（芦北警察署、水俣警察署）や市町と連携を図りながら、交通安全及び防犯に関する支援を行っています。

- 春や秋の全国交通安全運動出発式、年末年始における特別警戒活動・交通事故防止運動出発式及び全国地域安全運動出発式等に参加しています。また、全国交通安全運動の実施に向けた各市町の交通安全対策協議会にも出席しています。

- 各種研修会の開催に協力しています。
 - ・ 老人クラブ交通安全リーダー等研修会、高齢者向け防犯講習会及び幼児交通安全リーダー等研修会
 - ・ 交通指導員研修会
- 芦北地区安全運転管理者等協議会・芦北地区交通安全協会が主催する「150 日間セーフティ・ドライブ・コンクール」にも積極的に参加し、交通安全の推進に努めています。

1 - 1 4 消費生活

熊本県消費者施策の推進に関する基本計画に基づき、消費生活相談機能の強化と多重債務者問題に係る施策の充実を目指しています。

芦北管内においては、平成 22 年度に水俣市で消費生活センターが開設され、専門の相談員により対応されているほか、各役場の窓口でも相談対応が行われています。

相談機関一覧

水俣市消費生活センター	(電話 : 0966-61-1333)
各町役場	(電話 : 消費生活相談窓口)
熊本市消費者センタ -	(電話 : 096-353-2500)
熊本県消費生活センタ -	(電話 : 096-383-0999)
熊本県警察本部生活環境課	(電話 : 096-381-0110)

2 福祉課

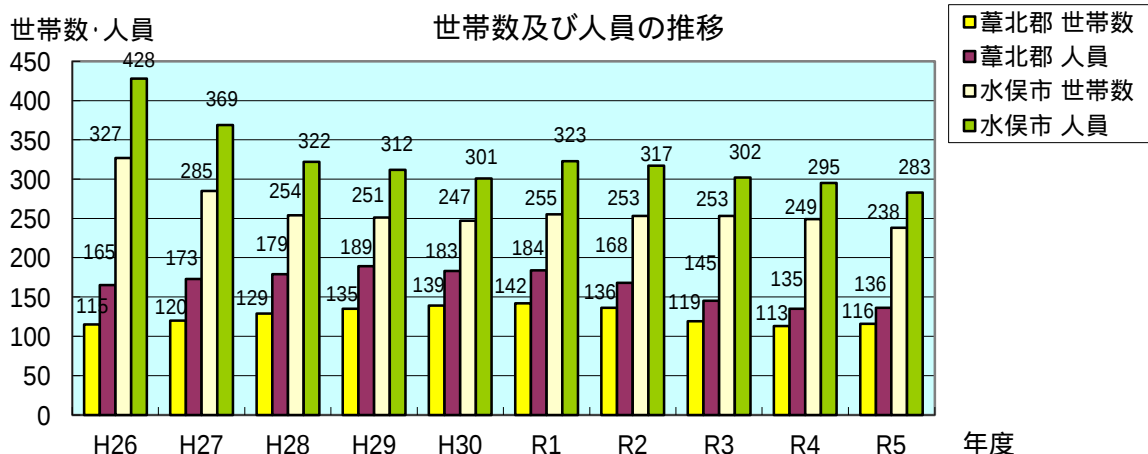
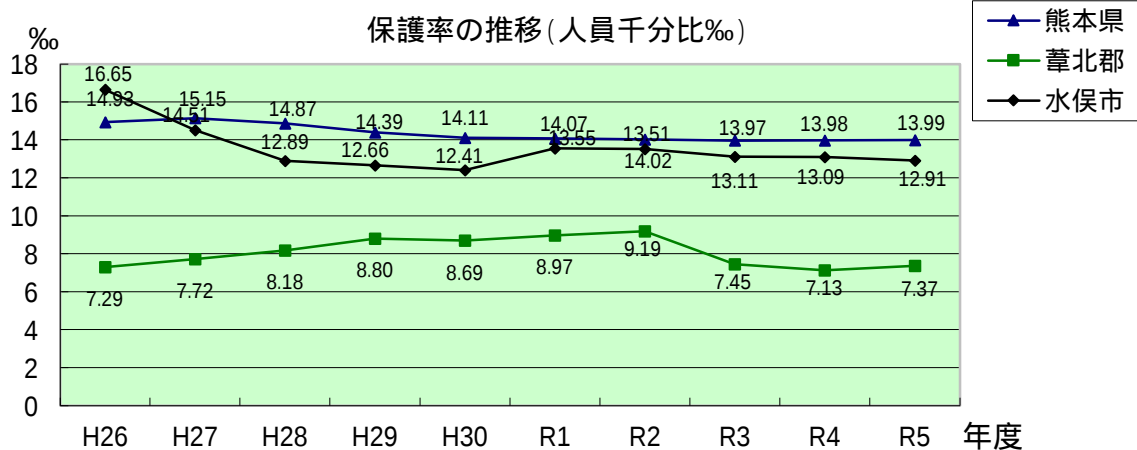
2 - 1 生活保護

生活保護制度は、国民に対する最低生活の保障と自立助長を目的とした制度です。そのため、公的扶助としての経済給付にあわせて、保健・医療・福祉等の各施策と連携を密にした、総合的な指導援助に取り組んでいます。

【今後の対応】

組織的な運営管理により、保護の適正実施・不正受給の防止を図りながら、関係機関と連携して要援護世帯の実態に応じた適切な援助を行います。

また、生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する総合的な相談窓口を設置する社会福祉協議会と連携して、生活保護制度も含めた切れ目ない支援に取り組めます。



2 - 2 児童虐待・DV対策

要保護児童の早期発見や適切な保護、配偶者等からのDV防止及び高齢者への虐待防止等の虐待問題に総合的に取り組むため、管内の保健福祉、教育、警察・司法、医療、行政等の関係機関で構成される「熊本県水俣・芦北地域虐待防止等対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において、関係機関相互の情報交換や保護を要する方への支援に関する協議等を行っています。

【今後の対応】

児童虐待防止に関する社会的認識は高まりつつありますが、虐待相談件数は依然として高い水準で推移しています。各市町が第一義的な相談窓口となるため、関係機関相互の連携をより一層強化し、各市町における相談体制の充実に向けた必要な支援を行っていきます。

また、新たな女性支援の枠組みである「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月から施行され、同法に基づき、「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」が策定されました。本計画の基本理念である「困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら自立して暮らしていける社会の実現」を目指して、年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施、相談窓口の周知強化とより分かりやすい支援情報の提供、多様な支援対象者に配慮した居場所支援体制の構築などに取り組んでいきます。

2 - 3 地域福祉の推進

子ども、高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集い支え合う地域の拠点である「地域の縁がわ」や、地域における福祉や交流を促進する先駆的・モデル的な取り組みなど、地域で福祉活動を行うボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人等に対して、活動費を補助するとともに、各団体間の情報交換や交流を促進するための会議等を開催し、その活動を支援しています。

令和7年5月現在の管内の「地域の縁がわ」登録数は37箇所です。

2 - 4 高齢者福祉

高齢者が、要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に受けることができる包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケア）づくりを進めます。

【今後の対応】

高齢者の生活全般に関する総合的な支援を行う拠点として市町が設置する地域包括支援センターの機能強化を図るため、市町レベルでの地域ケア会議の開催等の支援を行います。

< 令和6年度地域ケア会議開催状況 >

水俣市：7種類の会議を定期又は随時開催
 芦北町：月1回定期開催
 津奈木町：随時開催

(参考：管内の地域包括支援センター)

水俣市地域包括支援センター(運営主体：水俣市社会福祉協議会)
 芦北町地域包括支援センター(運営主体：芦北町社会福祉協議会)
 津奈木町地域包括支援センター(運営主体：津奈木町社会福祉協議会)

要介護(要支援)認定者数等の状況(第1号被保険者分)

	要介護(要支援)認定者数 (人)								認定率 (%)
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計	
水俣市	272	206	494	276	205	278	195	1,926	20.8
芦北町	355	172	312	172	145	194	143	1,493	21.3
津奈木町	59	42	94	64	44	46	52	401	21.5
管内	686	420	900	512	394	518	390	3,820	21.1
構成比(%)	18.0	11.0	23.6	13.4	10.3	13.6	10.2	100.0	—
県内	12,890	15,192	24,093	19,236	14,084	14,326	8,374	108,195	19.6
構成比(%)	11.9	14.0	22.3	17.8	13.0	13.2	7.7	100.0	—

介護保険事業状況報告(暫定)(令和7年2月末現在)

2 - 5 障がい者福祉

障がい者の社会的自立への支援

障害者総合支援法に基づき、障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、実施主体である市町に対して情報提供や支援を行っています。

第6期熊本県障がい者計画の着実な推進

第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」で定める圏域計画の着実な推進に向け、関係各機関との協議や調整・支援等を行っています。

地域療育環境の向上

地域療育ネットワーク会議を設置し、療育について保健、医療、福祉、教育等の関係各機関と連携しながら、ニーズや問題点の把握、また地域療育の中核的施設である水俣・芦北圏域児童発達支援センターの運営の支援を行っています。

【今後の対応】

今後も障がい者福祉の更なる推進を図っていく必要があることから、制度の周知を図るとともに、自立支援協議会等において各種情報提供等を行い、地域のニーズに応じた障がい福祉サービスの提供体制の確立に向け支援を行っていきます。

特に、発達障がいについて適切な支援が受けられるよう、水俣芦北地域療育ネットワーク会議の枠組みを通じ、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、地域療育の中核的施設である水俣・芦北圏域児童発達支援センターの運営を引き続き支援します。

身体障害者手帳台帳等登載者数

	身体障害者手帳台帳登載者数 (人)						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
水俣市	468	173	226	380	82	116	1,445
芦北町	324	150	174	303	74	112	1,137
津奈木町	89	29	44	71	9	31	273
合 計	881	352	444	754	165	259	2,855

	療育手帳交付台帳登載者数 (人)				
	A1	A2	B1	B2	合 計
水俣市	70	80	127	143	420
芦北町	43	47	88	89	267
津奈木町	12	15	21	21	69
合 計	125	142	236	253	756

熊本県福祉総合相談所提供(令和7年3月31日現在)

2 - 6 ひとり親家庭福祉

母子・父子自立支援員を配置し、生活、就労支援等を実施します。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭等の経済的自立を援助し、子どもたちの福祉の向上を図るため、各種資金の貸付を行います。

特に、ひとり親家庭等の子どもたちの進学と就学を支援するため、修学資金及び就学支度資金について積極的な貸付を行っています。貸付申請も修学開始の前年9月から可能です。

< 貸付額 > 令和4年度 1,396 千円

令和5年度 1,128 千円

令和6年度 840 千円

管内の1市2町の合計。以下同様。

母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者を対象に、就労相談や技術講習会の案内、各種給付金の紹介をはじめ、求人情報を随時提供するなど、安定した就労のために総合的なサポートを実施します。（平成 19 年度から実施）

＜プログラム策定者数＞	令和４年度	１人
	令和５年度	０人
	令和６年度	０人

母子家庭等高等職業訓練促進給付金

働きながら資格取得を目指すひとり親家庭の親を支援する制度です。

対象となる資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師等の県が指定する全 33 資格で、これらを取得するために修業期間 1 年以上の専門学校等に通う場合に、所得に応じて月額 10 万円若しくは月額 7 万 5 百円の訓練促進給付金が支給されます。

＜ 給付者数 ＞	令和 4 年度	2 人
	令和 5 年度	0 人
	令和 6 年度	2 人

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

適職に就くために資格取得を目指すひとり親家庭の親を支援する制度です。

対象となる講座は、「雇用保険制度の教育訓練給付」の指定教育訓練講座で、受講に支払った額の 60% に相当する額が支給されます。

＜ 給付者数 ＞	令和 4 年度	1 人
	令和 5 年度	0 人
	令和 6 年度	1 人

【今後の対応】

引き続き、ひとり親家庭等の子どもたちの進学と就学を支援するために、積極的に貸付を行うとともに、親の生活・就労を支援するために、資格取得のための給付金を支給します。また、ニーズに応じて適切な支援が受けられるよう、情報収集に努め、関係機関との連携を強化します。

3 衛生環境課

3-1 食の安全、安心

食中毒事故の防止と食品取扱者の衛生管理技術の向上及び食品表示の適正化を図るため、飲食店や食品販売店などの営業施設や、学校、社会福祉施設等の給食施設に対して立入検査を行うとともに食品等の検査を実施しています。また、食品取扱者や消費者を対象とした講習会を開催するとともに、リスクコミュニケーションの推進にも努めています。

これらの取組みは、毎年策定する「熊本県食品衛生監視指導計画」に基づき実施していますが、国の指針で計画は地域の実情に応じて策定することとされており、広く県民の意見を取り入れたうえで、重点的、効率的に監視指導が実施できるよう計画を策定しています。

①食品衛生監視員による営業施設等の監視指導

食品営業許可申請に伴う施設基準確認の立入検査のほか、上記監視指導計画で定めた食品衛生施設ランク表に基づき立入検査を実施することで、重点的、効率的かつ効果的な監視指導と啓発活動を行っています。

②食品等の収去検査の実施

流通している食品等の安全性を確認するため、食品販売施設等から食品等を収去（検査のため食品を無償で提供してもらうこと。）し、食品衛生法で定められた規格基準や県で定めた指導基準、基準のない食品についても食中毒原因菌の保有状況等各種検査を実施しています。

検査の結果は、上記①の監視指導に活用するとともに、毎月取りまとめたものを県のホームページに「食品検査情報」として掲載しています。

③食品衛生講習会の開催

営業者、消費者を対象とした食品衛生講習会を開催し、最新の情報を提供し食品衛生に関する知識と衛生技術の向上を促しています。講習会は定期的に開催するもののほか、営業施設や給食施設から依頼があった場合や一般消費者の学習会等にも積極的に参加し啓発に努めています。

④消費者等の参加による「一日食品衛生監視員」の実施

夏期及び年末の食品一斉取締期間中に消費者から参加を募り「一日食品衛生監視員」を委嘱して営業施設の立ち入り等を実施しています。

実施内容は、施設の衛生監視だけでなく、食品表示や輸入食品の監視等、幅広く取り扱い、リスクコミュニケーションの場としても活用しています。

⑤食品の生産から販売、消費まで食の安全安心を担う適正表示の啓発

農林畜水産物等食品原材料の生産段階から加工・流通・販売を経て消費者に至るまでのフードチェーンの各段階における食の安全安心を担保する食品表示について一元的に管理する「食品表示法」が、平成 27 年 4 月に施行されました。

監視指導にあたっては、他分野所管の関係機関（農林水産部局や健康づ

くり部局）と連携し実施しています。

⑥食中毒事故及び違反食品発生時の対応

食中毒事故（疑いを含む）が発生した場合、患者の疫学調査と検便及び原因食材等の検査を行い、原因施設に立ち入り、拭き取り検査及び従事者等の検便を実施し、原因究明と被害の拡大防止措置を実施しています。また、再発防止に向け営業者に対し施設等の消毒指示と衛生教育を実施しています。

違反食品が発見された場合、迅速に関係機関に情報提供するとともに、該当食品を流通から排除し、事故の未然防止に努め、食中毒発生時と同様に調査を行い、原因究明、再発防止の措置を実施しています。

<食品衛生法に基づく許可施設等>

	令和 6 年度				令和 5 年度	令和 4 年度
	水俣市	芦北町	津奈木町	計		
飲食店営業	224	122	24	370	447	379
菓子製造業	36	32	9	77	83	80
乳処理業	1	0	0	1	1	1
乳製品製造業	0	0	0	0	1	1
魚介類販売業	17	20	8	45	52	70
魚介類セリ売営業	1	1	1	3	3	4
水産製品製造業	5	4	1	10	12	10
魚肉ねり製品製造業						
食品冷凍食品製造冷蔵業	1	2	0	3	3	3
密封包装食品製造業	7	1	0	8	5	5
かん詰又はびん詰食品製造業						
喫茶店営業	8	4	2	14	20	29
あん類製造業	1	0	0	1	1	1
アイスクリーム類製造業	1	0	0	1	2	2
乳類販売業	16	9	1	26	32	58
食肉処理業	2	1	1	4	6	6
食肉販売業	15	10	3	28	28	44
食肉製品製造業	1	0	0	1	1	1
乳酸菌飲料製造業	1	0	0	1	1	1
食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0
マーガリン製造業	0	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	0	1	0	1	7	7
納豆製造業	0	1	0	1	0	0
醤油製造業	2	1	0	3	3	3

酒類製造業	2	1	1	4	4	3
豆腐製造業	1	2	0	3	3	3
めん類製造業	1	1	0	2	3	2
そうざい製造業	23	42	8	73	79	71
清涼飲料水製造業	2	1	1	4	7	6
ソース類製造業	2	0	0	2	2	2
漬物製造業	11	14	6	31	26	-
複合型そうざい製造業	1	0	0	1	1	1
食品の小分け業	0	1	0	1	1	1
氷雪製造業	0	1	0	1	1	2
氷雪販売業	1	0	0	1	1	1
添加物製造業（法７条 １項規定により規格の 定められたものに限 る）	0	0	0	0	0	0
計	383	272	66	721	807	795

<許可を要しない施設数>

		令和６年度	令和５年度	令和４年度
給 食 施 設	学校	3	3	3
	病院診療所	13	13	13
	事業所	13	15	36
	その他	6	7	22
計		35	38	74

３－２ 医薬品及び医療機器の安全

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「薬機法」という。）に基づき、医薬品、医療機器、化粧品等の安全を確保し、健康被害を防止するため、薬局、医薬品販売業の許可、指導、住民相談の受付や調査を行っています。

また、登録販売者の登録、麻薬の免許に関する事務も行っています。

①薬局、医薬品販売業の許可

住民に安全な医薬品、医療機器を安定して提供できるように医薬品等を販売する施設の許可事務や監視指導を実施しています。

近年、医薬品販売にも規制緩和の流れがあり、医薬部外品を拡充することにより、コンビニで販売できる品目が増え、一般用医薬品のインターネット販売も可能となっていますが、一方では薬物乱用も懸念され、日頃の監視、情報収集が重要となっています。

②登録販売者の登録

薬機法には、医薬品を取り扱う医薬関係者として、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師が明記されていますが、この他に医薬品を販売することができる資格として、知事が実施する試験に合格し、知事の登録を受けた者を「登録販売者」として認める規定があります。

現在、九州各県では、統一試験を年1回実施しており、合格者は、従事する店舗がある都道府県に登録することになっています。

医薬品を取り扱う際には、この他に麻薬の免許制度もあり、保健所で事務を行っています。

③臓器移植、骨髄バンクの啓発

移植医療推進のため「臓器提供意思表示カード」の普及啓発や白血病など血液疾患の治療に必要な骨髄液確保のため提供者の情報を管理する「骨髄バンク」への登録を啓発する活動を行っています。

<医薬品販売許可施設数>

	令和6年度				令和5年度	令和4年度
	水俣市	芦北町	津奈木町	計		
薬局	18	9	0	27	27	27
高度管理医療機器販売業	26	7	0	33	31	28
店舗販売業	5	4	0	9	8	8
卸売販売業	1	0	0	1	1	1
計	50	20	0	70	67	64

3-3 薬物乱用防止

シンナー、覚せい剤、危険ドラッグ等の乱用防止のため薬物乱用防止指導員、関係団体と連携して各種キャンペーンなどを通じて、若者を薬物から守るための、普及啓発活動を行っています。

①各種啓発活動の実施

国連が平成10年（1998年）に採択した「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一つとして、国が実施する「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への呼応並びに「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」を周知するため、薬物乱用防止指導員、学校関係者、警察、ボーイスカウト等の協力を得て、6・26ヤング街頭キャンペーン（周知活動、街頭募金活動など）を実施しています。

また、中・高生及び県民を対象とした薬物乱用防止に向けたポスター及びキャッチコピーの募集や地区のライオンズクラブと協力し、管内全中学校の正門前において、登校時、啓発チラシ配布などの一声運動を実施しています。

②「薬物乱用防止指導員」の養成

保護司会や防犯協会、ライオンズクラブ等（構成9団体）の会員から、県内で約400名を、「薬物乱用防止指導員」として任命し、個々の日常活動や組織活動を通じて、地域の特性に応じた啓発活動を行い、覚せい剤等の薬物乱用のない熊本づくりのために、啓発活動を進めています。

また、啓発に必要な知識の習得の場として、研修会の実施や会報等の配布を行い、活動をサポートしています。

③薬物乱用防止教育の推進

薬物乱用防止教育用のパンフレットやビデオ等の提供や貸出しを行い、各学校での薬物乱用防止教育をサポートしています。

また、学校からの出前講座の求めがあった場合には、薬物乱用防止指導員協議会と連携し講師を派遣して「薬物乱用防止教室」を行っています。

④不正大麻、けしの撲滅運動

野外での違法な大麻栽培の発見事例はありませんが、けしは春先に未だに各地で確認されています。そのほとんどが違法の認識がなく栽培してしまうケースで、不正けしの花は八重咲きで美しいため近所で株分けしてしまっていて広がることが多く、見落として種子が落ちてしまうとその性状と生育力の強さから、なかなか撲滅できず、発見後数年間の観察が必要となってしまいます。

大麻もけしも無許可での栽培は法で禁止されており、例年市町の広報やパンフレット、ビデオ等を利用した啓発を行っていますが、春先のパトロールを強化し指導を受けた住民のクチコミの啓発が最も効果的です。

3-4 献血の推進

安全な血液製剤の安定供給を確保する目的で毎年策定する「献血推進計画」に基づき、その年度の目標献血量を達成するために市町及び日本赤十字社熊本県赤十字血液センターと連携して各種献血推進運動を実施しています。

①献血に関する普及啓発活動

献血車の配車計画に基づき、市町、血液センター、協力企業や地域の献血推進リーダーと連携して献血当日のスムーズな運営に努めるとともに、日頃から献血受け入れを企業等に働きかけ、協働で新規の協力企業等の開拓にも取り組んでいます。

また、「愛の血液助け合い運動」（7月）や「はたちの献血キャンペーン」（1～2月）などの期間中に庁舎に懸垂幕を掲示したり、テレビ、ラジオ、市町広報や各種情報誌を利用した広報活動、国や血液セン

ター等が作成するパンフレット、ポスターの配布、標語の募集や各種表彰への協力、その他期間限定のスポットキャンペーンの啓発など献血推進の取組みを行っています。

②若年層に対する献血推進の取組み

献血率の低下が懸念されている若年層対策として、平成 23 年に 17 歳男子の 400ml 献血が可能（女子は 18 歳から）となったことから、高校献血の実施が課題となっていました。管内高校では平成 28 年から献血の受け入れが始まりました。今後も献血意識の定着を目指し、セミナー等の開催を進めていきます。

③複数回献血協力者の確保

安定的な献血確保には複数回献血の協力が欠かせないことから、各種取組みを実施しています。熊本県では複数回献血実施者の登録を募集（複数回献血クラブ「ちくちく」）し、特典イベントを案内するなどしています。

④災害、非常時の献血の確保

献血は基本的に地産地消の考え方がありますが、報道機関や各種団体と協定を締結することにより、災害、非常時に献血を必要としている被災地等に迅速に安定した献血供給ができるように取り組んでいます。

< 献血事業 >

		令和 6 年度				令和 5 年度	令和 4 年度
		水俣市	芦北町	津奈木町	計		
400ml 献血	献血受付数(人)	685	435	66	1186	1247	1223
	献血者数(人)	627	404	58	1089	1149	1109
	献血目標人数(人)	608	304	44	956	981	933
	目標に対する達成率(%)	103.1	132.9	131.8	113.9	126.8	113.0

3-5 毒物、劇物の管理指導

毒物、劇物に起因する健康被害を未然防止するため、「毒物及び劇物取締法」に基づきその製造、販売等について取り締まりを強化するとともに、業務上取扱者に対しても毒物劇物の管理体制の強化について、普及啓発及び監視指導を図っています。

①毒物劇物の取扱いの規制

毒物、劇物に指定された農薬を販売しようとする場合、知事の登録が必要です。また、販売登録店舗には毒物劇物取扱責任者が必要とされています。

保健所では、店舗登録の申請の受付業務を行うと共に、毒物、劇物の

不正取得や不適正な利用による事件や事故を防止するため、製造業者や販売業者に対して適正な保管管理の徹底や事故時対応について周知を図るために立入指導を行っています。

②業務上取扱者に対する指導

毒劇物取締法では、シアン化ナトリウムをはじめとする指定の毒劇物を使用する特定の業務者に届出を義務付けており、この業務上取扱者についても、毒物、劇物の取扱い（保管、管理、廃棄等）の指導や助言を行っています。

③啓発活動について

販売店に啓発ポスターの掲示をお願いしたり、市町広報等に記事の掲載を依頼するなど、毒物、劇物（シンナー関係も含む。）の適正な取扱方法について、普及啓発を行っています。

④毒物、劇物による事件事故発生時の対応について

毒物、劇物による事件、事故（毒物、劇物の災害、事故等による流出や紛失、食品等への混入事件等）が発生した場合には、危機管理事案として関係機関（警察、消防等）と協力し、被害の拡大防止及び事故の原因究明、再発防止に努めています。

<毒物劇物関係施設数>

		令和 6 年度				令和 5 年度	令和 4 年度
		水俣市	芦北町	津奈木町	計		
業 売	一般販売業	8	4	0	12	13	14
	農薬用品目販売業	3	6	1	10	9	9
	特定品目販売業	0	0	0	0	0	0
毒物及び劇物取締法第 22 条に基づく届出事業者		1	0	0	1	1	1
計		12	10	1	23	23	24

3-6 廃棄物の適正処理と不法投棄防止

事業場立入や不法投棄監視パトロールを通して、廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、不適正処理の未然防止及び早期発見、早期改善等の監視活動を行っています。

①排出事業場及び廃棄物処理事業者等の監視、指導

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「熊本県産業廃棄物指導要綱」に基づいた適正処理の確保を図るため、関係事業者への監視、指導を実施しています。

また、「水俣芦北不法投棄対策地方連絡会議」を開催し、関係部局と連携を深め、不法投棄防止に取り組んでいます。

②廃棄物不法投棄の早期発見及び監視、指導

管内をパトロールし、廃棄物の不法投棄及び野焼き等廃棄物の不適正処理の早期発見、早期改善等の監視、指導を実施しています。

③廃棄物の適正処理に係る研修会の開催

排出事業者、処理業者等を対象に講習会を実施し、廃棄物関係法令の遵守や適正処理の徹底を図っています。

<一般廃棄物処理施設>

	令和 6 年度				令和 5 年度	令和 4 年度
	水俣市	芦北町	津奈木町	計		
焼却施設	1	0	0	1	1	1
その他の中間処理施設	12	3	2	17	16	14
最終処分施設	1	0	0	1	1	2
し尿処理施設	1	0	0	1	1	1
計	15	3	2	20	19	18

<産業廃棄物処理許可>

			令和 6 年度				令和 5 年度	令和 4 年度
			水俣市	芦北町	津奈木町	計		
許可施設	中間処理	焼却施設	1	0	0	1	1	1
		破碎分級施設	8	1	0	9	9	9
		その他の施設	2	2	0	4	4	4
	最終処分施設		1	0	0	1	1	1
	計		12	3	0	15	15	15
許可処理業	収集運搬業		25	13	6	44	40	39
	中間処理業		7	2	0	9	9	11
	最終処分業		0	0	0	0	0	0
	計		32	15	6	53	49	50

3-7 環境保全

関係法令に基づき、事業場から提出される届出・報告書等の受理、各事業場への立入検査を実施し、特定施設から排出される排水、ばい煙等の適正処理について監視指導を実施しています。

その他、大気、水質等に関する苦情があった場合には、関係部局及び市町と連携し原因究明等の調査を行い、再発防止措置を図るなど生活環境の保全に努めています。

＜特定施設等届出施設＞

		令和 6 年度				令和 5 年度	平成 4 年度
		水俣市	芦北町	津奈木町	計		
ばい煙発生施設	法	33	23	11	67	65	64
	条例	24	18	6	48	47	33
粉じん発生施設	法	8	6	0	14	15	12
	条例	24	18	6	48	48	45
水質汚濁防止法	法	72	69	9	150	148	147
	条例	14	15	5	34	32	26
地下水質保全条例		12	1	1	14	2	5
計		187	150	38	375	358	332

○水質汚濁防止

- ①「水質汚濁防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出審査

処理を必要とする排水が想定され、法又は条例に規定されている施設（特定施設）を設置する場合やその施設を変更しようとする場合、工事着手の 60 日前までに事前の届出が必要です。届出が提出された場合、内容を審査し要件に合致していない場合、適合するように指導を行います。

- ②特定事業場の排水監視指導

1 日の排水量が 20 トン以上の特定施設を有する事業場は、法及び条例に定める排水規制の対象となっています。対象の事業場に対し、水質検査を実施（年間約 20 施設を抽出して実施。）するとともに、多量排出事業場及び有害物質取扱事業場に対して立入検査を実施しています。

- ③河川水質環境調査

管内の主要河川（佐敷川、湯浦川、水俣川）の定点 4 か所を毎月 1 回検査しています。検査項目は、生活環境項目（毎月）と有害物質（年 1 回）で、結果については、管内分を含めて県内のデータを取りまとめ「熊本県水質調査報告書」として毎年公表しています。昨年度は、管内全地点において環境基準を達成しています。

- ④水浴場水質調査

年間利用者見込みが 10,000 人以上の水浴場（管内対象：御立岬海水浴場（芦北町））と 5,000 人以上の水浴場（鶴ヶ浜海水浴場（芦北町）、湯の児海水浴場（水俣市））は、シーズン前に、水質検査（項目：透明度、pH、COD、ふん便系大腸菌群等）を実施し、5 段階（AA～C 及び不適）で評価した結果を公表しています。

⑤川の水環境調査の実施

身近な川とふれあい、地理的、生物的、化学的な指標を用いて川の環境状態を評価することで水環境保全の必要性を啓発する「水生生物観察会」を支援しています。

指導者として育成した小学校の先生等が開催する観察会に、要望に応じて講師として職員を派遣しています。

⑥「熊本県地下水保全条例」に基づく地下水の保全

熊本県は水資源に恵まれており、水道原水など飲用水のほとんどを地下水で賄っています。この豊かな資源を長く保全するために条例を定め、地下水を「公共水」と位置づけ、汲み上げの規制と有害物質による汚染対策を行っています。

水俣芦北地域は指定地域ではありませんが、一定規模以上の汲み上げは許可または届出の対象となっており、ポンプ設置の30日前までに保健所に書類を提出し審査を受ける必要があります。

また、対象業種の事業場で指定の有害物質を使用する場合、60日前までに使用管理計画の届出が必要となります。届出が提出された場合、要件に合致しているか内容を審査し、届出の受理または計画の廃止を含む指導を行います。

さらに、有害物質使用管理計画の届出を行っている対象事業場のうち、排水を公共用水域へ排出している施設に対し、計画的に立入、水質検査を実施しています。有害物質の使用量、使用方法及び保管状況の確認、廃棄方法等について調査を行い、適切に有害物質が管理されているか監視を行っています。

⑦地下水水質調査

地下水の汚染状況等を把握するため、管内の指定井戸に関して、定期的に水質検査を実施しています。水道法に基づく水質基準を超過した井戸の所有者に対しては、使用に関する飲用指導を行っています。

⑧浄化槽の適正管理に関する指導

浄化槽は、設置後の適正管理が重要であることから、市町や維持管理業者と連携し、法定検査、定期清掃の実施を指導しています。

また、浄化槽関係事業者の登録事務も実施しています。

○大気汚染防止

①「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出審査

処理を必要とする排気が想定され法、又は条例に規定されている施設（特定施設）を設置する場合やその施設を変更しようとする場合、工事着手の60日前までに事前の届出が必要です。届出が提出された場

合、内容を審査し要件に合致していない場合、適合するように指導を行います。

②ばい煙発生施設等の監視指導

ばい煙発生施設等の特定施設を有する事業場に対して、計画的に立入検査を実施し、自主検査の実施状況の確認や構造等に変更がないかの確認等を行っています。

③アスベスト飛散防止対策

アスベストによる健康被害防止対策の一つとして、大気汚染防止法でアスベストを含む建築物の解体・改造・補修等を行う場合、届出が義務付けられており、労働基準監督署と連携し立入検査を行い、基準に合った工事が行われアスベストの飛散がないか確認しています。

なお、我が国では現在アスベストを含む製品の製造は禁止されており、新たな製品の流通はありません。

④ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

廃棄物焼却炉などダイオキシンが発生するおそれがある施設に届出義務を課し、施設の把握に努めています。

届出施設に対しては、県庁所管課と連携して施設の立入検査、ばい煙、ばい塵等の計量検査を実施し、違反がないか監視指導を行っています。

⑤大気汚染物質等常時監視システム

県内（熊本市を含む）35地点に測定局を設け、PM2.5や光化学オキシダントなど大気汚染物質等を常時監視しています。管内には、水俣保健所と小田浦公民館（芦北町）に測定局があります。

この測定値がそれぞれ一定の基準値を上回った場合には、あらかじめ注意報、警報や注意喚起情報を発信し、県民に注意を呼びかけます。

また、この測定局の測定値は、県ホームページ上に「熊本県の大気環境の状況」として公開しており、随時更新しています。

<環境関係苦情の状況>

	令和6年度				令和5年度	令和4年度
	水俣市	芦北町	津奈木町	計		
大気汚染	0	0	0	0	4	1
水質汚濁	2	0	0	0	2	1
騒音	0	0	0	0	1	1
振動	0	0	0	0	0	0
悪臭	2	0	0	0	0	0
計	4	0	0	0	9	3

3-8 生活衛生営業施設の衛生及び温泉の適正利用

生活衛生関係営業施設（旅館、公衆浴場、興行場、理・美容所、クリーニング所等）に対して、施設の監視指導や従事者等を対象に衛生講習会を実施し、衛生管理の向上を図り、利用者の安全確保に努めています。

①生活衛生営業施設の許認可事務

旅館等上記生活衛生営業施設を設置し営業しようとする場合、施設の許可または確認が必要です。条例等に定められた構造基準、衛生基準に加え、建築基準法、消防法など他法令の適合も要件としています。

なお、許可申請後の審査で基準不適合となった場合、営業者は施設の改善に負担が生じることから、施設の建設前に事前指導を受けておくことが肝要です。

②営業施設に対する衛生指導、講習会の実施

「生活衛生関係営業施設監視指導計画指針」に基づき、生活衛生営業施設への立入検査を実施し、衛生基準が守られているか、許可後に構造等の変更がないかについて調査し、必要な措置の指導を行っています。

また、理容所、美容所の営業者を対象に、消毒法や医薬部外品、化粧品等の取扱い等について、講習会を開催し、正しい知識の普及啓発を行っています。

③レジオネラ症発生防止

「熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例」に該当する入浴施設のうち、旅館、公衆浴場に対し、施設の設備、規模に応じた立入基準に基づき立入検査を行い、衛生管理に関する監視指導を行っています。

条例では、入浴施設における衛生管理基準として、浴槽、管路等の清掃消毒、浴槽等の水質検査の実施と検査結果の掲示が定められています。

＜生活衛生関係営業施設＞

	令和6年度				令和5年度	令和4年度
	水俣市	芦北町	津奈木町	計		
理容所	37	26	6	69	69	70
美容所	65	36	10	111	111	112
興行場	0	0	0	0	0	0
旅館	28	17	5	50	49	46
公衆浴場	8	12	1	21	20	23
クリーニング所	6	1	1	8	8	9
クリーニング所（取次所）	21	12	2	35	35	34
特定建築物	5	1	0	6	6	6
計	169	105	25	299	298	300

④ 温泉法関係許認可事務

地下から湧出した温泉を利用しようとする場合、土地の掘削から施設で利用するまで、許可が必要となる場合があります。水俣芦北地域には、湯の児、湯の鶴、湯浦、吉尾などの温泉地があり、新規の温泉源の開発の際には、既存の温泉に影響がないように「熊本県環境審議会」に諮り許可を行っています。

湧出した温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合にも許可が必要であり、適正利用のため定期的（10年ごと）な温泉分析と適応症・禁忌症など必要事項の掲示の指導も実施しています。

< 温泉関係施設 >

	令和 6 年度				令和 5 年度	令和 4 年度
	水俣市	芦北町	津奈木町	計		
温泉源泉数	40	30	1	71	71	71
温泉利用施設数	48	38	2	88	87	86

3-9 飲用水の安全確保

市町の水道普及に関する事業の推進を支援するとともに、水道施設の立入検査を行い安全な飲用水が安定的に供給されるよう監視指導しています。

また、災害の際には水の供給が最も重要であることから、市町と情報共有し断水等の事態が長期に及ばないように自治体間の連携の構築を支援しています。

安全・安心な水の将来にわたる安定的な供給を図ることを目的として平成 30 年度に熊本県水道事業基盤強化推進協議会 芦北地域協議会を設置し、水道事業の基盤を強化するための様々な方策について協議等を行っています。

① 水道施設等への立入検査の実施

管内の水道事業者に対して、水道施設の立入指導を定期的を実施しています。また、簡易専用水道施設に関して、届出の受理と立入指導も実施しています（芦北町、津奈木町）。

② 家庭の飲用井戸の行政検査の実施

管内市町の水道普及区域内で飲用に使われている井戸等を 15 か所程度選定し、水質検査を実施しています。検査の結果、飲用不適の井戸所有者に対しては、水道水への切り替え等の衛生指導を実施しています。

< 水道関係施設 >

	令和 6 年度				令和 5 年度	令和 4 年度
	水俣市	芦北町	津奈木町	計		
上水道	1	1	0	2	2	2
簡易水道	2	1	8	11	11	11

専用水道	1	2	1	4	4	4
計	4	4	9	17	17	17

3-10 動物愛護の推進と狂犬病予防

動物愛護の社会的機運の高まりと動物愛護法の改正を受け策定した「熊本県動物愛護推進計画」に基づき、抑留、収容された犬や猫の殺処分「ゼロ」を目指した取組み（譲渡推進、要件に合わない引取りの拒否等）を行っています。

また、近隣諸国で未だ撲滅されない狂犬病の国内への侵入防止とまん延予防のため、市町の犬登録業務、狂犬病予防注射業務を支援し、万が一の発生に備えた施策を実施しています。

○動物愛護の推進

動物愛護の精神を広く県民に普及し定着させるため、5年ごとに見直される「熊本県動物愛護推進計画」に基づき、保健所に抑留、収容される犬や猫の譲渡の推進や終生飼養の啓発などにより無用の引き取りを抑制し、飼い主がいない猫への対応、犬の休日譲渡会を開催するなど、殺処分「ゼロ」を目指した取組みを実施しています。国の基本指針にも社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るため、子供の頃からの動物愛護の啓発が重要であるとされており、小学校低学年を対象とした動物とのふれあい方教室や、動物愛護月間行事の「動物愛護祭」を動物愛護推進協議会（保健所、市町、獣医師会、動物愛護推進員で構成）と連携して開催しています。

また、地域における動物愛護のリーダーとして知事が委嘱した動物愛護推進員の活動を支援し、共に動物の所有者に対し動物愛護祭や譲渡講習会を通して、犬のしつけ方や終生飼養、虐待防止、迷惑防止等の啓発を行っています。

動物取扱業者に対しては、施設監視や動物取扱責任者講習会等を通して登録業者遵守事項の徹底を指導しています。

○狂犬病予防及び動物管理

①犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に関する市町の支援

市町が実施する犬の登録及び狂犬病予防注射業務への助言、獣医師会等との連絡調整を行っています。

②浮浪犬（野犬）の捕獲及び飼い犬の適正飼養の指導

狂犬病発生時のまん延防止と犬による人等への危害防止のため、浮浪犬の捕獲に努め、飼い犬の放し飼いの防止や事故発生時の届出など適正飼養に関する住民啓発を行っています。

③狂犬病の発生に備えた取組み

健康危機管理訓練の一環で県下の保健所が参加する伝達訓練や机上訓練、狂犬病の臨床診断の研修に参加し、万が一狂犬病が発生した場合、迅速な対応ができるように備えています。

猫	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
引取頭数	9	22	20	4	7
譲渡頭数	10	8	12	5	2
センターへ 移送頭数	7	5	8	0	1
苦情相談件 数（猫）	234	181	156	174	92
飼い主がい ない猫避妊 去勢事業	103	51	33	23	27

<犬登録、予防注射等>

	令和 6 年度				令和 5 年度	令和 4 年度
	水俣市	芦北町	津奈木町	合 計		
総登録頭数	843	630	143	1617	1679	1726
狂犬病予防 注射実施頭数	604	516	128	1248	1298	1370
実施率（％）	71.6	81.8	89.5	77.1	77.3	79.3
捕獲、引取犬	14	9	0	23	21	25
咬傷事故発生届	2	0	0	2	4	2

<犬、猫の捕獲、引取り、処分等頭数等の推移>

犬	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
捕獲頭数	26	20	25	42	54
引取頭数	4	1	2	0	3
返還	13	9	12	12	16
譲渡頭数	13	9	11	25	66
センターへ 移送頭数	3	5	0	2	2
苦情相談件 数（犬）	100	111	90	211	49

※年度をまたいでの入（捕獲、引取り）、出（返還、譲渡、処分）があるため、合計数が合わないことがある。

4 保健予防課

4 - 1 看護師・栄養士等に係る業務指導

市町及び保健所保健師等が、地域保健活動の展開に必要な知識や技術、実践力と専門性を高め、地域保健福祉を推進していくための人材育成を図るため、熊本県人材育成指針に基づき支援します。

また、医療の高度化・専門化に対応し、住民に安心・安全な医療を提供するために、看護職員の生涯にわたる看護実践力を高める継続教育の体制を整備して看護職員の資質の向上を図ります。

(1) 保健師等現任教育 4 回

(保健師リーダー会議 1 回、地区診断所内発表 1 回、集合研修 2 回)

(2) 県人材育成指針に基づく保健所新規採用保健師との面談

○ 対象者 1 名

回数 4 回 (配属月、3 か月後、6 か月後、1 年後)

(3) 看護学生等の実習

○ 実習一括説明会

○ 保健所実習

(熊本保健科学大学 (看護実習生) 4 人 計 4 人)

(4) 看護に係る業務指導：医療機関立入検査

○ 立入検査：病院 1 0

(5) 看護職員の継続教育・人材確保対策

○ 水俣・芦北地域看護管理検討会 2 回

対象者：病院・有床診療所・訪問看護ステーション看護管理者、
市町保健師リーダー

○ 研修会 1 回

(6) 県行政栄養士育成指針に基づく行政栄養士等研修

○ 各市町栄養士 (津奈木町は栄養担当者) 研修会 4 回

○ 市町の新任期行政栄養士への育成支援

(7) 在宅療養支援体制づくり

○ 水俣芦北地域在宅医療・介護連携支援センターへの協力、支援

○ 地域ケア会議・事例検討会開催及び他機関主催会議への参加

(8) 健康増進法施行事業

○ 特定給食施設等指導

・ 立入指導 1 8 施設 (巡回指導率 36.7%)

特定及び小規模特定給食施設：1 8 施設 / 4 9 施設

・ 電話・来所相談に対する助言指導 2 5 施設

○ 食品表示に関する専門指導

・ 健康増進法第 43 条及び

食品表示法第 4 条 (栄養表示基準、特別用途食品、機能性表示食品) 関係 指導 0 件、相談 9 件

・ 健康増進法第 65 条 (健康の保持増進に係る虚偽・誇大表示の禁止)

関係 指導 0 件、相談 1 件

・ 表示制度の普及啓発 (研修会中止)

(9) 栄養士法、調理師法施行事業

○ 免許申請事務（随時受付） 管理栄養士（国家資格）は進達事務

令和 6 年度	新規申請	名簿訂正・書換申請	再交付申請
管理栄養士	3 件	1 件	0 件
栄養士	2 件	1 件	0 件
調理師	5 件	5 件	1 件

○ 調理師試験事務（試験日：令和 6 年 10 月 26 日）

・ 合格発表掲示（令和 6 年 12 月 13 日～令和 6 年 12 月 19 日）

4 - 2 くまもと 21ヘルスプラン（健康食生活）

水俣・芦北地域の住民が、健康的な食習慣を身に付け、安全な食品を安心して食べることができるように、関係部署（保健、福祉、農政、教育等）が連携して管内市町及び各関係機関、団体等とのパートナーシップのもと効果的な食育の推進を図ります。また、地域住民が健康的な食生活を実践するにあたり、飲食店での外食や惣菜等の中食を選ぶ場合でも、健康に配慮したメニューを選択することができるよう食環境を整備します。

（ 1 ）水俣・芦北地域における子どもの頃からの食育推進

・ 管内市町食育推進計画の進捗支援

水俣市食育推進検討会・健康づくり推進協議会（ 2 回）

芦北町健康づくり推進協議会（ 1 回）

津奈木町健康づくり推進協議会（ 1 回）

（ 2 ）食環境整備事業（くま食健康マイスター店）

・ 新事業移行の周知を行い、新制度での新規指定店舗への支援を実施

新規店舗の指定申請： 3 件

スマートミールの新規認証申請： 0 件

4 - 3 くまもと 21ヘルスプラン（生活習慣病）

住民が自分の健康状態を正しく認識し、生活習慣病の発症予防・悪化防止ができ、生涯を健やかに過ごすことを目指します。住民の健康生活を支えるため保健・医療の連携体制の整備を図ります。また、働き盛り世代の生活習慣病対策やメンタルヘルス対策等の推進のために、地域保健と職域保健の連携体制の整備を図ります。

（ 1 ）糖尿病対策地域連携会議の開催 1 回

（ 2 ）糖尿病ネットワーク研究会 1 回

（ 3 ）地域職域連携推進協議会の開催 1 回

（ 4 ）事業所への個別訪問（健康教育に関する働きかけ） 3 件

4 - 4 精神保健及び精神障がい者の福祉

精神保健福祉について、相談に応じられるような相談窓口の整備・充実を

図ります。

また、関係機関が互いに連携することによって、地域の精神保健福祉の向を図り、精神障がい者の自立や社会復帰を支援します。

(1) 精神保健相談

必要な人が気軽に相談に応じられるような相談窓口の整備・充実に図ります。

電話相談 延 172 件

来所相談 医師：実 4 件 延 0 件 保健師：実 10 件 延 10 件

(2) 家庭訪問

家庭訪問により患者及び家族の安定した生活を支援します。

実 12 件 延 34 件

(3) ケース会議

各事例について関係機関と情報共有及び連携を図り、ケースを支援します。

ケース会議開催（保健所主催）ケース会議参加（他機関主催）

実 5 件 延 11 件

(4) 関係機関との連携

地域の保健・精神医療・福祉等の関係機関が互いに連携することによって、地域の精神保健福祉の向上を図り、精神障害者の自立や社会復帰を支援します。

・水俣・芦北地域精神保健福祉連絡協議会幹事会 1 回

・水俣・芦北地域精神保健福祉連絡協議会 1 回

・水俣・芦北地域精神保健福祉連絡協議会研修会 1 回

・他機関会議等への参加

水俣・芦北地域精神障がい者地域移行（定着）支援部会 5 回

水俣・芦北圏域障がい者総合支援協議会 1 回

(5) 組織育成支援

・地域家族会の支援

水俣・芦北地域家族会総会・役員会等支援

水俣市家族会総会・芦北町家族会総会・津奈木町家族会総会

・PM グランドゴルフ大会 開催担当年度であったが、当日雨天中止

・ふれあいピック支援

(6) 23 条通報（警察官通報）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の 23 条の規定に基づき、警察官から精神障害のために自傷他害のおそれがあると認められた者を発見したと通報があった場合に調査を行い、診察の必要性を判断します。

【令和 6 年度通報状況】

通報件数 8 件 措置入院に関する診察実施 7 件

（備考）アルコール慢性中毒者に関する通報 4 件

(7) 自殺対策

・ゲートキーパー養成研修 1 回

【目的】 住民に関わる人たちが、自殺の危機にある人への初期介入として、自殺のサインに気づき、危険性を評価し、相談者を適切な機関につないでいくための知識・スキルを習得する。

自殺の危機にある人への対応について、実践につながっていくことを目的に一連の流れを体験する。

参考：令和6年度末ゲートキーパー養成数（累計）
計 159 人

・ゲートキーパー養成研修における講師養成研修会への参加

参考：令和6年度末講師養成数（累計） 計 9 人

・自殺予防啓発パンフレット配布 1 回（3 月）

自殺対策強化月間ポスター掲示

【参考】

精神障害者保健福祉手帳交付状況

	1 級	2 級	3 級	計
令和 6 年度	97	344	97	538

自立支援医療費公費負担制度受給状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
管内	513	538	554	632	631
熊本県（熊本市を除く）	15,891	17,196	17,737	19,927	20,207

令和6年度管内 631 の市町別内訳（水俣市 396、芦北町 186、津奈木町 49）

4 - 5 難病（指定難病）対策

発病の機構が明らかでなく、治療方針が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とする、いわゆる難病と呼ばれる疾病のうち、国が定めた指定難病の疾病について治療研究事業を推進することにより、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の一部を公費で負担し、その医療費の負担軽減を図ります。また、在宅の難病患者やその家族に対して、医療及び日常生活に係る相談、助言等を行い、疾病等に対する不安の解消を図るとともに、適切な在宅療養支援を行います。

（１）申請時面接・相談

申請状況

（新規・転入）43 人 （継続）226 人 （追加・変更）47 人

（返還）8 人 （再交付）2 人 （治療費請求）14 人

（２）難病患者地域支援対策推進事業

・訪問指導事業 令和 6 年度（2024 年度） 実 4 人 延 5 人

・水俣・芦北地域難病対策協議会

（３）指定難病治療研究事業

受給者証交付数 278 人（疾患群別は 63 ページ参照）

（４）難病患者・家族会の支援

【実施回数】毎月１回 【内容】学習会、交流会など（活動休止中）

4 - 6 感染症

感染症の発生予防及び感染拡大・まん延防止に努めます。また、患者・家族に対する療養の徹底と接触者検診の充実を図ります。

（１）結核対策

- ・新登録患者等に対する療養指導 家庭訪問（令和６年度分）
実 11 人（延 54 人）
- ・接触者健康診断対象者・受診者数（令和６年分）
対象者数：実 6 人（延 7 人）、受診者数：実 6 人（延 7 人）
- ・管理健診（令和６年分） 実 16 人 延 25 人
（精密検査 実 15 人（延 22 人） 定期病状調査 実 3 人（延 3 人））
- ・結核サーベイランス事業 NESID、結核登録情報システム入力
- ・結核医療費公費負担制度
定例結核診査会（４週毎の開催）計 10 回出席
診査数 延 8 件（内訳：37 条 2 件、37 条 2 項 6 件）、
報告数 延 5 件
- ・患者の服薬支援
- ・健康を守る婦人の会水俣芦北支部に関すること
 - ・結核予防週間街頭キャンペーン（中止）
 - ・結核予防に関する啓発パンフレットの配布、複十字シール募金運動への協力
- ・コホート検討会 ２回

（２）感染症（結核・エイズ・性感染症を除く）対策

- 高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ対策（防疫演習、着脱訓練、搬送訓練）は総務企画課に計上
- 感染症の発生（全数報告／令和５年度）及び対応状況（令和５年度）
２～５類感染症発生：３５件（結核除く）
感染症発生施設等の現地指導： ０件
- 感染症発生動向調査事業：週報及び月報の入力及び還元
入力 週報：小児科定点 2 インフルエンザ定点 3 基幹定点 1
月報：基幹定点 1
還元：定点観測医、市町、市町教育委員会、教育事務所、薬剤師会、医師会
- 感染症対策研修会 実施なし
- 感染症に関する健康教育 ３回
- 保育所監査における感染症対策の現地確認と指導 同行なし
- 予防接種の間違い接種に対する指導：１件（水俣市 1 件）

（３）エイズ相談及び健康教育（性感染症を含む）

- ・特定感染症検査等事業

- エイズ：相談 20 件 検査 6 件 性感染症：検査 10 件
- ・世界エイズデーイベント
 - 保健所や商業施設にてレッドリボンツリー等啓発物品の掲示
 - 芦北地域振興局の X にて世界エイズデーについて啓発
 - 一般相談 0 件
 - 検査（HIV 検査 1 件、梅毒 1 件）
- ・ふれあいハートエイズ館 平成 9 年開館
- ・性感染症に関する健康教育 実績なし

（４）ウイルス性肝炎の早期発見や治療の推進

肝ガンや肝硬変を予防するために B 型及び C 型のウイルス性肝炎の予防及び悪化予防を図ります。

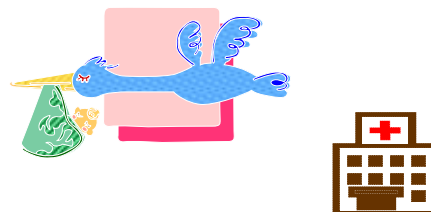
- ・特定感染症検査等事業
 - ウイルス性肝炎：検査 13 件（B 型肝炎 7 件、C 型肝炎 6 件）
- ・肝炎治療受給者証の交付
 - 総数 34 件 （内訳：新規 1 件、継続 31 件、その他 2 件）

4 - 7 母子保健

地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健関係者の資質の向上及び母子保健体制の整備を図ります。

（１）母子保健地域支援事業

- ・母子保健関係者会議の開催
- ・会議・研修への出席
 - 水俣・芦北教育サポート連携協議会
 - 水俣・芦北地域療育ネットワーク会議
 - 水俣・芦北地域特別支援連携協議会



（２）リトルエンジェル支援事業

極低出生体重児（1,500 g 未満の児）は、医療的ケアが必要な場合や発達の不安を抱える事が多いため、関係機関が連携しながら児の健やかな成長を促し、保護者の育児不安の軽減を図ります。

- 1) NICU 訪問 0 件
- 2) 親と子の交流教室 0 回
- 3) 訪問指導 0 組



（３）すこやか育児支援事業（すこやか育児相談）

実施予定回数 4 回

心身の発達に関して経過観察を要する乳幼児を対象に、理学療法士・保健師・臨床心理士等が、日常生活等に関する相談に応じ、適切な指導を行うことにより健全な発達を促します。

（４）小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期にわたり医療費の負担も高額になることから、小児慢性特定疾病



医療費助成事業を実施しています。

申請状況（令和7年3月31日時点）

（新規）8人（継続）36人（変更）9人

（5）小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な病気にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等及びその家族について、適切な療養の確保、必要な情報の提供を行うことで、小児慢性児童等の健康の保持及び自立支援の促進を図ります。

相談指導事業（相談数）実74人 延102人

（訪問数）実0人 延0人

（6）思春期健康教育事業

思春期保健教育講演会の実施 1回

（7）学校保健との連携事業

・未成年者の喫煙防止対策

管内中学校・高校へチラシ配布

・こころの健康アドバイザー事業 事例検討会 2回

・その他会議への参加

芦北・水俣学校保健会理事会 2回

芦北・水俣学校保健会研修会等 2回

4 - 8 歯科保健

歯科保健の向上を目的に、歯科保健事業を各関係機関が連携し効果的に進めることができるよう支援します。

（1）フッ化物活用促進事業

・保育施設、小中学校におけるフッ化物洗口実施に向けた支援

・歯科保健連絡会幹事会及び連絡会にてフッ化物活用促進の取組検討

（2）地域歯科保健推進事業

・歯科保健連絡会幹事会 1回

・歯科保健連絡会 1回

・歯科に関する意識啓発支援プログラム 5件

・水俣・芦北地域歯科保健連絡会研修会（住民向け講話） 2回

・歯っぴいー♪健口広場（歯科イベント）：1回

・R6年度から新たに実施予定あった2園に対し実施状況調査を実施

4 - 9 水俣病被認定者の保健福祉対策の推進

水俣病被認定者のうち在宅療養者に対し家庭訪問を実施し、日常生活の指導や保健指導等を行い、保健福祉の向上を図ります。

（1）水俣病被認定者家庭療養指導事業

○訪問回数

：被認定者の年齢・日常生活の状況・家族の状況等に応じ年1～3回訪問

	訪問対象者数	訪問実人員	訪問延人員
令和6年度(人)	89	89	528

訪問延人員は、不在も含めたすべての訪問件数を計上

- 療養用具（ベッド、車いす）支給事業

令和6年度末現在の貸与台数 特殊寝台：18台 車椅子：5台

- ケース会議等への参加

- (2) 胎児性・小児性水俣病患者等相談対応業務

令和6年度相談対応実績：延べ89件

- (3) 水俣病被害者等保健福祉ネットワークの活動支援

(水俣病保健課が主管課、水俣市社会福祉事業団に委託)

- 会議等への参加（全体会議・企画部会・講演会）

4 - 1 0 原子爆弾被爆者の援護

被爆者の健康の保持増進を図ります。

- (1) 原爆被爆者健康診断 対象者数8人 実1人(延1人)

がん検診 実1人

- (2) 申請等

- ・被爆者一般疾病医療機関指定申請 1件
- ・介護保険等利用被爆者助成特定事業者登録 0件
- ・介護保険利用被爆者助成金支給申請 0件
- ・葬祭料支給申請 1件(実1人)
- ・その他の申請 1件

4 - 1 1 災害対応能力向上、連携体制を整備するための取り組み

- (1) 災害時の栄養・食支援に関する研修会 1回

市町4人、特定給食施設29人、栄養士会2人、その他8人 計43人参加
栄養・食支援連絡網を用いた伝達訓練 1回

特定給食施設29人参加

- (2) 災害時保健活動アクションカードの更新説明会 1回

【災害時保健活動アクションカードの掲載項目 1)～11)】

- 1) 被災情報の収集(被災者の保健活動支援に係る)
- 2) 受援体制の構築(保健師受入等の受援調整)
- 3) 緊急を要するケースの安否確認と安全確保(難病・小児慢性特定疾病支援)
- 4) 栄養・食生活の支援活動(市町・給食施設等支援を含む)
- 5) 被災市町の保健活動支援
- 6) 要援護者の健康管理と処遇支援(避難所)
- 7) 感染症対策
- 8) 避難所における歯科保健
- 9) 精神保健対策
- 10) 被災市町の保健活動計画(ロードマップ)作成支援

11) 職員の健康管理体制

4 - 1 2 アスベスト健康被害相談等

アスベストに関する健康被害相談やアスベスト救済制度申請の受付を行います。

(1) 健康被害相談 1 件 (来所相談 1 件、電話相談 0 件)

(2) アスベスト救済制度申請 1 件

V 資料

V-1 人口動態等

①市町別老年人口等

市 町 名	老年人口 (65歳以上) (人)	高齢化率(%)	要介護（要支援）認定者数		老人クラブ	
			認定者数(人)	認定率(%)	クラブ数	会員数
水 俣 市	9,509	44.4	1,974	20.9	39	1,145
芦 北 町	6,671	47.8	1,534	21.5	42	2,076
津 奈 木 町	1,799	45.9	423	22.5	13	504
合 計	17,979	45.7	3,931	21.3	94	3,725

65歳以上人口：熊本県推計人口調査結果報告（年報）（令和6年10月1日現在）

要介護等認定者数（令和5年9月末）：令和6年9月熊本県高齢者関係資料

老人クラブ（令和6年3月末現在）：令和6年9月熊本県高齢者関係資料

②年次別人口動態

区分 年次	人口 (人) 10月1日 現在	出生 ()内は2,500g 未満を再掲		死亡		自然増減		乳児死亡 1才未満		新生児死亡 生後4週間未満		死産胎数				婚姻	離婚	
		実数 (人)	率 (人口千対)	実数 (人)	率 (人口千対)	実数 (人)	率 (人口千対)	実数 (人)	率 (出生千対)	実数 (人)	率 (出生千対)	実数 (出産千対)	率 (出産千対)	内訳		件数	件数	率 (人口千対)
														自然	人工			
H22	51,239	359 (46)	7	749	14.6	△390	△7.6	0	－	0	－	11	29.7	3	8	210	88	1.7
H23	50,634	363 (32)	7.2	793	15.7	△430	△8.5	2	5.5	0	－	21	54.7	5	16	197	74	1.5
H24	49,986	352 (42)	7	801	16	△449	△9.0	0	0	－	－	13	35.6	5	8	176	76	1.5
H25	49,085	337 (36)	6.9	795	16.2	△458	△9.3	2	5.9	1	3	7	20.3	3	4	174	80	1.6
H26	48,344	303 (34)	6.3	780	16.1	△477	△9.9	0	－	0	－	13	41.1	5	8	175	66	1.4
H27	47,646	299 (25)	6.3	789	16.6	△490	△10.3	1	3.3	1	3.3	10	32.4	3	7	154	86	1.8
H28	46,878	279 (29)	6.3	746	15.9	△467	△10	1	3.6	1	3.6	5	17.6	3	2	173	65	1.4
H29	46,124	303 (19)	6.6	800	17.3	△497	△10.8	0	－	0	－	4	13	1	3	164	66	1.4
H30	45,301	253 (24)	5.6	773	17.1	△520	△11.5	0	－	0	－	7	26.9	3	4	145	68	1.5
R1	44,369	231 (26)	5.2	810	18.3	△579	△13.0	1	4.3	1	4.3	8	33.5	3	5	143	71	1.6
R2	43,407	244 (28)	5.6	766	17.6	△522	△12.0	0	－	0	－	5	20.1	1	4	105	55	1.3
R3	42,471	195 (25)	4.6	790	18.6	△595	△14.0	2	10.3	2	10.3	8	39.4	5	3	113	61	1.4
R4	41,441	203 (17)	4.9	840	20.3	△637	△15.4	0	—	0	—	7	33.3	5	2	99	37	0.9
R5	40,334	147 (11)	3.6	897	22.2	△750	△18.6	—	—	—	—	—	—	—	—	68	44	1.1

人口動態調査報告

③年次別死因順位

※死因別死亡率＝（死因別死亡数／人口）×100,000

区 分 年 次	死亡者 総数	死 因 順 位														
		①			②			③			④			⑤		
		死因	実数	死亡率 (人口千 対)	死因	実数	死亡率 (人口千 対)	死因	実数	死亡率 (人口千 対)	死因	実数	死亡率 (人口千 対)	死因	実数	死亡率 (人口千 対)
H22	749	悪性新生物 (腫瘍)	184	3.6	心疾患 (高血圧を除く)	118	2.3	脳血管疾患	76	1.5	肺炎	59	1.2	老衰	25	0.5
H23	793	〃	195	3.9	〃	156	3.1	〃	108	2.1	〃	60	1.2	不慮の事故	25	0.5
H24	801	〃	192	3.8	〃	153	3.1	〃	83	1.7	〃	61	1.2	老衰	30	0.6
H25	795	〃	191	3.9	〃	181	3.7	肺炎	78	1.6	脳血管疾患	71	1.4	不慮の事故	37	0.8
H26	780	〃	198	4.1	〃	126	2.6	〃	77	1.6	〃	69	1.4	老衰	46	1
H27	789	〃	190	4.0	〃	147	3.1	脳血管疾患	82	1.7	肺炎	64	1.3	〃	40	0.8
H28	746	〃	176	3.8	〃	127	2.7	肺炎	77	1.6	脳血管疾患	67	1.4	〃	60	1.3
H29	800	〃	199	4.3	〃	140	3.0	脳血管疾患	64	1.4	肺炎	64	1.4	〃	52	1.1
H30	773	〃	172	3.8	〃	136	3.0	〃	58	1.3	〃	57	1.3	〃	48	1.1
R1	810	〃	168	3.8	〃	146	3.3	老衰	71	1.6	脳血管疾患	63	1.4	肺炎	49	1.1
R2	766	〃	168	3.9	〃	131	3.0	老衰	69	1.6	脳血管疾患	68	1.6	肺炎	50	1.2
R3	790	〃	169	4.0	〃	124	2.9	脳血管疾患	70	1.6	老衰	64	1.5	〃	42	1
R4	840	〃	195	4.7	〃	162	3.9	老衰	74	1.8	脳血管疾患	46	1.1	〃	32	0.8
R5	897	〃	175	4.3	〃	151	3.7	〃	70	1.7	〃	65	1.6	〃	49	1.2

人口動態報告

V－2 管内の医療機関

①病院

市町、五十音順

	名称	開設者	所在地	電話番号	病床数				開設年月日
					総 数	一般	療養	精神、結核、感染症	
1	岡部病院	医療法人 岡部病院	水俣市桜井町3-3	63-3311	119	52	67		S42.8.1
2	国保水俣市立総合 医療センター	水俣市	水俣市天神町1-2-1	63-2101	349	345		感染症：4	S28.9.1
3	白梅病院	医療法人啓聖会	水俣市浜4089-1	63-7575	54		54		S60.2.1
4	海のみえるココロ の病院	医療法人正仁会	水俣市袋705-14	63-5196	180			精神：180	S40.4.1
5	水俣協立病院	社会医療法人 芳和会	水俣市桜井町2-2-12	63-1704	60	60			S53.2.28
6	水俣病院	医療法人旭会	水俣市浜4051	63-3148	200			精神：200	S43.5.1
7	水俣市立明水園	社会福祉法人 水俣市社会福祉事 業団	水俣市浜4076	63-1108	65	65			S47.12.14
8	医療法人社団 弘翔会 井上病院	医療法人社団 弘翔会	葦北郡芦北町大字佐敷280-1	82-5865	40		40		H13.4.1
9	くまもと芦北療育 医療センター	社会福祉法人 志友会	葦北郡芦北町芦北2813	82-2431	205	205			S45.6.30
10	溝部病院	医療法人康生会	葦北郡芦北町湯浦403-1	86-2770	44		44		H20.1.16
合計					1,316	727	205	精神：380、感染症：4	

(令和7年4月1日現在)

②診療所

市町、五十音順

	名称	開設者	所在地	電話番号	病床数			開設年月日
					総数	一般	療養	
1	市川内科クリニック	医療法人社団秀洋会	水俣市南福寺3-1	62-0707				H11. 11. 1
2	大石皮膚科クリニック	大石空	水俣市天神町2-1-8	68-9636				H14. 9. 4
3	緒方眼科医院	医療法人仁治会	水俣市栄町2-1-16	63-3881	16	16		H13. 5. 1
4	尾田胃腸科	医療法人社団学賢	水俣市平町1-1-1	63-3438	19	19		H12. 11. 1
5	国保水俣市立総合医療センター 附属久木野診療所	水俣市長	水俣市久木野833	69-0200				S31. 9. 13
6	熊本県水俣保健所	熊本県	水俣市八幡町3-2-7	63-4104				S44. 2. 1
7	恵愛園診療所	水俣市社会福祉事業団	水俣市月浦字村上269-4	63-2532				H22. 4. 22
8	国立水俣病総合研究センター 臨床部診察室	環境省	水俣市浜4058-18	63-3111				S56. 1. 27
9	佐藤クリニック	佐藤宏	水俣市桜井町1-2-8	69-3007				H18. 3. 15
10	特別養護老人ホーム白梅の杜 診療所	社会福祉法人白梅福祉会	水俣市古賀町2-5-32	63-4715				H24. 6. 1
11	JNC株式会社水俣製造所診療所	JNC株式会社	水俣市野口町1-1	63-2110				H23. 4. 5
12	神経内科リハビリテーション 協立クリニック	社会医療法人芳和会	水俣市桜井町2-2-28	63-6835				H7. 5. 1
13	たなか耳鼻科・眼科クリニック	医療法人社団継成会	水俣市桜井町2-1-8	62-8777				H14. 4. 1
14	てらさきクリニック	医療法人寺崎会	水俣市浜町1-2-30	63-1200	16	16		H10. 4. 1
15	天神耳鼻咽喉科	幡手宏匡	水俣市天神町1-4-10	62-8733				H17. 12. 2
16	特別養護老人ホーム 白梅荘診療所	社会福祉法人白梅福祉会	水俣市古賀町2-5-31	63-4715				R2. 9. 11
17	特別養護老人ホーム ビハーラまどか医務室	社会福祉法人照徳の里	水俣市石坂川113-2	67-1192				H24. 12. 1
18	深水医院	医療法人深水医院	水俣市大園町1-4-5	63-6390	18	18		H3. 9. 1
19	淵上クリニック	医療法人すえひろ会	水俣市塩浜町2-47	63-6552				H14. 4. 19
20	本田レディースクリニック	医療法人プレス	水俣市浜町3-6-21	63-2019				H23. 7. 1
21	まなべクリニック	啓愛会	水俣市古賀町2-5-36	84-9080				H26. 8. 6
22	山田クリニック	医療法人善哉会	水俣市旭町2-2-5	63-5188	19	15	4	H1. 12. 1
23	特別養護老人ホーム和光苑 医務室	社会福祉法人広徳会	水俣市袋2501-252	61-1177				R5. 11. 1
24	芦北クリニック	医療法人康生会	葦北郡芦北町湯浦字生田417-1	86-1200				H4. 4. 1
25	芦北整形外科医院	医療法人 芦北整形外科医院	葦北郡芦北町芦北2610-8	82-5510	19	7	12	H2. 6. 1
26	芦北とりかい眼科	医療法人フェニックス	葦北郡芦北町大字芦北大迫尻 2413-1	82-5881				H28. 4. 1
27	エコチル調査8歳健康診断センター	倉岡将平	水俣市大迫1213	090-8392-8596				R3. 8. 28
28	医療法人社団弘翔会 井上医院	医療法人社団弘翔会	葦北郡芦北町佐敷167	82-2503	19	19		H13. 4. 1
29	くまもと中医クリニック	社会福祉法人志友会	葦北郡芦北町芦北2331-2	82-2148				H17. 9. 1
30	特別養護老人ホーム五松園 医務室	社会福祉法人慈友会	葦北郡芦北町花岡1118	82-4274				S51. 5. 13

	名称	開設者	所在地	電話番号	病床数			開設年月日
					総数	一般	療養	
31	篠原医院	医療法人新清会	葦北郡芦北町佐敷370-1	82-2046	4	4		H1. 8. 1
32	竹本医院	森健一郎	葦北郡芦北町湯浦218-3	86-0075	19	9	10	H22. 7. 1
33	障害者支援施設石路の里医務室	社会福祉法人光輪会	葦北郡芦北町湯浦1505-1	86-0515				S56. 12. 1
34	特別養護老人ホームデイサービスセンター田の浦荘医務室	社会福祉法人栄和福祉会	葦北郡芦北町田浦町870-1	87-0810				H5. 4. 1
35	七浦てらさきクリニック	医療法人寺崎会	葦北郡芦北町芦北2090	82-5666				H16. 7. 1
36	救護施設野坂の浦荘医務室	社会福祉法人蘇生会	葦北郡芦北町田浦町358-2	87-2277				S57. 4. 1
37	松本医院	医療法人三松會	葦北郡芦北町花岡1666-4	82-2019				H9. 4. 1
38	宮島医院	医療法人伸和会	葦北郡芦北町佐敷348-1	82-2254	17	8	9	H22. 12. 1
39	百崎内科医院	百崎志伸	葦北郡芦北町田浦806	87-1777	15	15		H26. 10. 1
40	養護老人ホーム有隣 医務室	社会福祉法人慈友会	葦北郡芦北町芦北2855	82-2249				H23. 4. 1
41	特別養護老人ホーム あけぼの苑医務室	社会福祉法人清風会	葦北郡津奈木町岩城1520	78-4070				H6. 4. 1
42	六車医院	医療法人社団津南会	葦北郡津奈木町岩城6	78-2012				H11. 3. 1
43	伊藤歯科医院	医療法人伊福会	水俣市大黒町1-2-3	62-2804				R1. 6. 1
44	出来田歯科診療所	出来田悌吾	水俣市浜町1-6-11	62-0030				S59. 5. 28
45	天神歯科医院	伊藤道之	水俣市天神町2-4-11	63-2190				H7. 6. 1
46	ながた歯科医院	医療法人ながた歯科医院	水俣市浜町2-1-18	63-2671				H18. 10. 1
47	ひかり歯科クリニック	医療法人アサップ	水俣市大黒町2-3-12	62-4144				H18. 10. 2
48	百間歯科医院	医療法人大輝会	水俣市港町1-3-21	62-3155				H8. 9. 1
49	深水歯科医院	医療法人深水歯科医院	水俣市浜町2-68-1	63-3100				R1. 5. 1
50	浮池歯科医院	浮池高史	水俣市幸町3-5	63-8813				S58. 4. 1
51	みのだ歯科医院	養田亮	水俣市桜井町3-4-22	63-7135				S62. 1. 26
52	あいりす歯科医院	鬼塚友文	葦北郡芦北町道川内6-9	69-4182				H15. 4. 18
53	あしきた歯科医院	若井篤	葦北郡芦北町芦北2386-1	61-3001				R5. 1. 19
54	井上歯科医院	井上真樹	葦北郡芦北町花岡1846-8	82-3566				H16. 1. 5
55	さしき宮島歯科医院	若江映晃	葦北郡芦北町花岡1660-5	82-2418				H29. 3. 1
56	野村歯科医院	野村健一郎	葦北郡芦北町小田浦1348-5	87-0040				H3. 12. 21
57	藤崎歯科医院	藤崎航太	葦北郡芦北町田浦646-1	87-1515				R1. 8. 1
58	鶴野歯科医院	鶴野剛士	葦北郡津奈木町岩城497-1	78-2530				H28. 4. 1
合計					181	146	35	

(令和7年4月1日現在)

V-3 社会福祉施設等一覧

◆生活保護関係施設

(令和7年4月1日現在)

[救護施設]

施設名	定員	運営主体	所在地	電話番号
野坂の浦荘	50	社会福祉法人蘇生会	芦北町田浦町358-2	87-2277

◆高齢者関係施設

(令和6年4月1日現在)

[介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）]

施設名	定員	運営主体	所在地	電話番号
白梅荘	80	社会福祉法人白梅福祉会	水俣市古賀町2-5-31	63-4715
白梅の杜	40	社会福祉法人白梅福祉会	水俣市古賀町2-5-32	63-1223
田の浦荘	50	社会福祉法人栄和福祉会	芦北町田浦町870-1	87-0810
五松園	85	社会福祉法人慈友会	芦北町花岡1118	82-4274
あけぼの苑	35	社会福祉法人清風会	津奈木町岩城1520	78-4070
あけぼの苑よらんかな	30	社会福祉法人清風会	津奈木町岩城1520	78-4070

[介護老人保健施設]

施設名	定員	開設者	所在地	電話番号
やすらぎ苑	80	一般社団法人水俣市芦北郡医師会	水俣市浜4051	63-8621
白梅の里	90	医療法人啓愛会	水俣市浜4098-18	63-3888
新清苑	80	医療法人新清会	芦北町芦北2727-1	61-3055

[介護医療院]

施設名	定員	運営主体	所在地	電話番号
介護医療院ふちがみ	78	医療法人すえひろ会	水俣市塩浜町2-19	63-6551
白梅病院介護医療院	60	医療法人啓愛会	水俣市浜4089-1	63-7575
岡部病院介護医療院	19	医療法人岡部病院	水俣市桜井町3-3-3	63-3311
介護医療院篠原医院	15	医療法人新清会	芦北町佐敷370-1	82-2046

【小規模多機能型居宅介護事業所】

施設名	定員	運営主体	所在地	電話番号
くぎのの里	登録29	合同会社みつる	水俣市久木野前田826-5	67-8660
	通所15			
	宿泊7			
小規模多機能ホームほのぼの・水俣	登録29	社会福祉法人グリーンコープ	水俣市汐見町1-4-3-1	63-9177
	通所15			
	宿泊7			
小規模多機能ホームほのぼの・水俣サテライト	登録18	社会福祉法人グリーンコープ	水俣市浜松町3-17	62-6001
	通所12			
	宿泊4			
せいりゅうの里	登録18	合同会社みつる	水俣市中鶴504-1	83-8283
	通所12			
	宿泊5			
オハナ	登録29	有限会社峰村	水俣市陣内2-5-11	83-8802
	通所15			
	宿泊5			

【認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）】

施設名	定員	運営主体	所在地	電話番号
グループホームふれあいの家	9	特定非営利活動法人NPOみなまた	水俣市月浦出月213-1	62-3878
グループホームゆうゆう	18	医療法人すえひろ会	水俣市塩浜町2-19	63-7120
グループホームキトさん家	9	特定非営利活動法人NPOみなまた	水俣市丸島町1-11-6	68-9881
グループホームこうらく	9	医療法人すえひろ会	水俣市浜町1-228	84-9039
ニチケアセンター水俣認知症対応型共同生活介護	9	株式会社ニチイ学館	水俣市長野町11-114 2階	68-9162
グループホーム「むつみ荘」	9	医療法人新清会	芦北町佐敷371-6	82-2146
紫おん福祉の家	9	有限会社紫おん福祉の家	芦北町鶴木山1288-5	82-3988
グループホームあしきた	9	医療法人新清会	芦北町芦北2015-6	82-2370
グループホームつわぶき	18	社会福祉法人光輪会	芦北町湯涌1505-1	86-0999
グループホームたのうらそう	9	社会福祉法人栄和福祉会	芦北町田浦町822-3	67-3430
グループホーム慈愛	18	社会福祉法人慈友会	芦北町天月1345	84-0115
グループホーム千花	9	医療法人新清会	芦北町芦北2592-1	82-5608
グループホームあけぼの	18	社会福祉法人清風会	津奈木町岩城484-1	78-4030
グループホームつなぎ	18	株式会社グループホームつなぎ	津奈木町小津奈木2120-59	78-5581
グループホームりんごの里	9	社会福祉法人光栄会	津奈木町小津奈木2120-62	78-2023

【地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（定員29名以下の介護付き有料老人ホーム等）】

施設名	定員	運営主体	所在地	電話番号
尚光苑	29	社会福祉法人広徳会	水俣市深川1020-3	67-1085
ゆうあいの家	29	社会福祉法人志友会	芦北町芦北2324-1	68-3511

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所（定員29名以下の特別養護老人ホーム）】

施設名	定員	運営主体	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム和光苑	29	社会福祉法人光栄会	水俣市袋字鳥越2501-252	61-1177
特別養護老人ホームビハーラまどか	29	社会福祉法人照徳の里	水俣市石坂川113-2	67-1190
地域密着型特別養護老人ホーム生喜の里	29	社会福祉法人光栄会	水俣市月浦928-1	84-9686
小規模特別養護老人ホームつなぎの里	29	社会福祉法人光栄会	津奈木町小津奈木2120-62	78-2023

【養護老人ホーム】

施設名	定員	運営主体	所在地	電話番号
恵愛園	50	社会福祉法人水俣市社会福祉事業団	水俣市月浦269-4	63-2532
有隣	50	社会福祉法人慈友会	芦北町芦北2855	82-2249

【軽費老人ホーム】

施設名	定員	運営主体	所在地	電話番号
リブ・ラン扇	50	社会福祉法人年輪福祉会	水俣市栄町2-1-1	62-3636

【生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）】

施設名	定員	設置主体（運営主体）	所在地	電話番号
芦北町高齢者生活福祉センター八幡荘	7	芦北町（社会福祉法人芦北町社会福祉協議会）	芦北町田浦町664	87-0294
高齢者生活支援ハウスみどりの里	12	芦北町（社会福祉法人志友会）	芦北町芦北2324-1	61-3178

【老人福祉センター】

施設名	定員	運営主体	所在地	電話番号
水俣市高齢者福祉センター		水俣市老人クラブ連合会	水俣市洗切町1-1	63-0112

【有料老人ホーム】

施設名（類型）	定員	運営主体	所在地	電話番号
ゆうあいの家	29	社会福祉法人志友会	芦北町芦北北田2324-1	68-3511
尚光苑	29	社会福祉法人広徳会	水俣市深川大野1020-3	67-1085
有料老人ホーム美里	32	有限会社美里在宅支援事業所	芦北町白木赤尼田1307	84-0500

【サービス付き高齢者向け住宅】

名 称	定員	事業者	所在地	電話番号
百楽苑	25	医療法人善哉会	水俣市旭町1-2-12	84-9800

【地域包括支援センター（介護予防支援事業所）】

名 称	開設者	所在地	電話番号
水俣市地域包括支援センター	社会福祉法人水俣市社会福祉協議会	水俣市牧ノ内3-1（水俣市総合もやい直しセンターもやい館1階）	62-3030
芦北町地域包括支援センター	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会	芦北町湯浦1439-1（芦北町もやい直しセンターきずなの里）	86-2270
津奈木町地域包括支援センター	社会福祉法人津奈木町社会福祉協議会	津奈木町小津奈木2123（農業就業改善センター）	78-5333

◆児童関係施設

【障害児通所支援（児童発達支援）】

（令和7年3月1日現在）

事業所名	所在地	電話番号	事業者名称
くまもと芦北通園センター	芦北町芦北2813	82-2431	社会福祉法人志友会
児童発達支援センターにこにこ	水俣市平町1-3-3	84-9540	社会福祉法人光明童園
児童発達支援・放課後等デイサービスありんこルーム	水俣市初野209-1	84-9035	一般社団法人こうらくえん
発達支援ルームここすてっぷ水俣	水俣市港町2-53	83-8855	有限会社リハシップあい
児童発達支援・放課後等デイサービスありんこルーム 芦北	芦北町道川内塘田6-13	84-9026	一般社団法人こうらくえん

【障害児通所支援（放課後等デイサービス）】

（令和7年3月1日現在）

事業所名	所在地	電話番号	事業者名称
くまもと芦北通園センター	芦北町芦北2813	82-2431	社会福祉法人志友会
児童発達支援センターにこにこ	水俣市平町1-3-3	84-9540	社会福祉法人光明童園
とぼす	水俣市丸島町3-2-12	84-9440	有限会社峰村
児童発達支援・放課後等デイサービスありんこルーム	水俣市初野209-1	84-9035	一般社団法人こうらくえん
自立支援型・放課後等デイサービスナチュレ	水俣市初野209-1 2階	84-9033	一般社団法人こうらくえん
発達支援ルームここすてっぷ水俣	水俣市港町2-53	83-8855	有限会社リハシップあい
児童発達支援・放課後等デイサービスありんこルーム 芦北	芦北町道川内塘田6-13	84-9026	一般社団法人こうらくえん
放課後等デイサービスハグ	水俣市中鶴539	84-9770	社会福祉法人光明童園
放課後等デイサービスピクシー	水俣市古城2-19	63-5577	有限会社新日本綜設

【障害児通所支援（保育所等訪問支援）】

（令和7年3月1日現在）

事業所名	所在地	電話番号	事業者名称
くまもと芦北通園センター	芦北町芦北2813	82-2431	社会福祉法人志友会
児童発達支援センターにこにこ	水俣市平町1-3-3	84-9540	社会福祉法人光明童園
児童発達支援・放課後等デイサービスありんこルーム 芦北	芦北町道川内塘田6-13	84-9026	一般社団法人こうらくえん
ピクシー	水俣市古城2-19	63-5577	有限会社新日本綜設

【障害児入所施設（医療型）】

（令和7年3月1日現在）

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
くまもと芦北療育医療センター	芦北町芦北2813	82-2431	社会福祉法人志友会

【障害児相談支援（サービス等利用計画）】

（令和6年4月1日現在）

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
支援センターまどか相談支援事業所	水俣市月浦269-13	61-1515	社会福祉法人照徳の里
うみ水俣	水俣市浜町1-9-17	62-8080	社会福祉法人さかえの社
相談支援センターグループ・エコ	水俣市浜松町61-33	83-6000	特定非営利活動法人環境と福祉を結ぶ会 グループ・エコ
わくワークみなまた相談支援事業所	水俣市浜松町5-95	63-3598	社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
相談支援事業所にじいろ	水俣市平町2-2-6	83-8200	社会福祉法人光明童園
くまもと芦北相談支援センター	芦北町芦北2813	82-2431	社会福祉法人志友会
石蒔の里相談支援事業所	芦北町湯浦1505-1	86-0515	社会福祉法人光輪会
みつば学園相談支援事業所「真心」	芦北町花岡1539	82-5472	社会福祉法人芦北福祉会

【保育所】

(令和6年4月1日現在)

保育所等名	定員	経営主体	所在地	電話番号
白梅清香保育園	120	社会福祉法人白梅福祉会	水俣市天神町2-4-16	62-4250
すずかけ保育園	110	社会福祉法人年輪福祉会	水俣市塩浜町203	63-6633
ちどり保育園	40	社会福祉法人ちどり福祉会	水俣市桜ヶ丘4-1	62-4621
水俣保育園	70	社会福祉法人水俣福祉会	水俣市栄町2-1-21	63-4725
水俣さくら保育園	40	社会福祉法人太陽福祉会	水俣市袋1477-1	63-6661
わかたけ保育園	80	社会福祉法人わかたけ福祉会	水俣市南福寺9-21	63-5903
大野保育園	20	社会福祉法人将友会	芦北町天月1215-3	84-0234
淳光育児園	100	社会福祉法人同朋会	芦北町花岡309-40	82-3559
田浦保育園	70	社会福祉法人千隆福祉会	芦北町田浦町698	87-0034
計石保育園	30	社会福祉法人将友会	芦北町計石2962-1	82-5418
湯浦保育園	50	社会福祉法人将友会	芦北町湯浦201	86-0202
吉尾保育園（休園中）	—	社会福祉法人千隆福祉会	芦北町吉尾197	—
津奈木保育園	50	社会福祉法人水俣福祉会	津奈木町岩城82-1	78-2049
津南保育園	60	社会福祉法人水俣福祉会	津奈木町岩城2082-1	78-2145

【認定こども園】

(令和6年4月1日現在)

保育所等名	定員	経営主体	所在地	電話番号
西方寺認定こども園	24	社会福祉法人西方寺福祉会	水俣市葛渡23	67-1111
さわらびこども園	45	学校法人熊本ルーテル学園	水俣市陣内2-2-1	62-2613
中央保育園西方寺認定こども園	55	社会福祉法人西方寺福祉会	水俣市古城2-7-7	63-1828
みどりの森こども園	70	社会福祉法人水俣みどり福祉会	水俣市袋674	62-1534
はつの・あそびの森こども園	80	社会福祉法人水東福祉会	水俣市初野字宮前230	63-6721
認定こども園水俣幼稚園	25	学校法人水俣学園	水俣市天神町1-5-24	63-2353
認定こども園水俣ふたば幼稚園	45	学校法人水俣ふたばこども園	水俣市大園町1-4-11	63-2745
あしきた・まちのこども園	85	社会福祉法人将友会	芦北町芦北2039	82-3044
認定こども園すくすく	30	NPO法人愛々舎	芦北町芦北2226-2	82-2214

【児童館】

(令和5年4月1日現在)

事業所名称	運営主体	所在地	電話番号
水俣市こどもセンター	水俣市	水俣市陣内2-16-17	63-8411
芦北児童館	芦北町	芦北町佐敷111-1	82-3036
湯浦児童館	芦北町	芦北町湯浦188-1	86-0074

【児童養護施設】

(令和6年4月1日現在)

事業所名称	定員	運営主体	所在地	電話番号
光明童園	66	社会福祉法人光明童園	水俣市平町1-3-3	63-2074
湯出光明童園	48	社会福祉法人光明童園	水俣市湯出1575	68-0024

◆障害者関係施設

(令和6年10月1日現在)

【居宅介護】

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
ニチケアセンター水俣	水俣市長野町11-114 1階	68-9950	株式会社ニチ学館
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターおおきな木	水俣市栄町2-1-38	62-0579	社会福祉法人グリーンコープ
有限会社ラポート	水俣市幸町8-1	62-3335	有限会社ラポート
ケアサポートはまちどり	水俣市大黒町2-1-10	84-9580	NPO法人はまちどり
美里ケアサービスセンター	芦北町天月1337-1	84-0916	有限会社美里在宅支援事業所
訪問介護ステーションエイチアンドケイ	津奈木町小津奈木男島2113-7	78-5100	有限会社エイチアンドケイ管理協会

【同行援護】

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターおおきな木	水俣市栄町2-1-38	62-0579	社会福祉法人グリーンコープ
有限会社ラポート	水俣市幸町8-1	62-3335	有限会社ラポート
ケアサポートはまちどり	水俣市大黒町2-1-10	84-9580	NPO法人はまちどり

【短期入所】

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
小規模多機能事業所ほっとはうす	水俣市浜町1-9-17	62-8080	社会福祉法人さかえの社
まどか園	水俣市月浦269-13	61-1000	社会福祉法人照徳の里
水俣市立明水園	水俣市浜4076	63-1108	社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
石路の里短期入所事業所	芦北町湯浦1505-1	86-0515	社会福祉法人光輪会
くまもと芦北療育医療センター短期入所事業所	芦北町芦北2813	82-2431	社会福祉法人志友会
障害者支援施設みつば学園	芦北町花岡1539	82-5472	社会福祉法人芦北福祉会
みつば学園短期入所事業所	芦北町芦北塩屋田尻2609-2	84-9037	社会福祉法人芦北福祉会

【療養介護】

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
水俣市立明水園	水俣市浜4076	63-1108	社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
くまもと芦北療育医療センター	芦北町芦北2813	82-2431	社会福祉法人志友会

【生活介護】

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
小規模多機能事業所ほっとはうす	水俣市浜町1-9-17	62-8080	社会福祉法人さかえの社
まどか工房	水俣市月浦269-13	61-1717	社会福祉法人照徳の里
デイサービスセンターリハシップあい水俣	水俣市百間町2-4-22	83-8005	有限会社リハシップあい
石路の里	芦北町湯浦1505-1	86-0515	社会福祉法人光輪会
障害者支援施設みつば学園	芦北町花岡1539	82-5472	社会福祉法人芦北福祉会
くまもと芦北通園センター	芦北町芦北2813	82-2431	社会福祉法人志友会

【施設入所支援】

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
石路の里	芦北町湯浦1505-1	86-0515	社会福祉法人光輪会
障害者支援施設みつば学園	芦北町花岡1539	82-5472	社会福祉法人芦北福祉会

【就労継続支援（A型）】

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
障害者就労支援センター虹水俣	水俣市浜町3-1-27	84-9474	一般社団法人虹
かなえる	水俣市築地3-1	83-8998	株式会社アライブ
かんしょ	芦北町計石1899-4	84-9185	合同会社かんしょ

【就労継続支援（B型）】

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
障害者支援センター水俣福祉作業所	水俣市浜4051	63-4601	社会福祉法人親和会
環境と福祉を結ぶ会グループ・エコ	水俣市浜松町61-33	83-5666	特定非営利活動法人環境と福祉を結ぶ会グループ・エコ
小規模多機能事業所ほっとはうす	水俣市浜町1-9-17	62-8080	社会福祉法人さかえの杜
グローバルエコパーク作業所	水俣市汐見町1-231-12	63-6499	NPO法人グローバル園芸療法センター
ばらん家	水俣市汐見町1-2-21	090-1979-1329	NPO法人ばらん家
わくワークみなまた	水俣市浜松町5-95	63-3598	社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
まどか工房	水俣市月浦269-13	61-1717	社会福祉法人照徳の里
エコネットみなまた	水俣市南福寺60	63-5408	社会福祉法人くまもと障害者労働センター
就労継続支援B型事業所ひまわり芦北	芦北町湯浦233-6	86-1122	特定非営利活動法人ひまわり芦北
みつば学園就労支援センター	芦北町花岡1539	82-5472	社会福祉法人芦北福祉会
ハッピーオレンジ	芦北町米田1207-1	86-2800	特定非営利活動法人ハッピーオレンジ

【共同生活援助（グループホーム）】

事業所・共同生活住居名称	所在地	電話番号	事業者名称
まどか園	まどかの家 まどか園	水俣市月浦269-13	61-1000 社会福祉法人照徳の里
グループホームばらん家	グループホームばらん家 グループホームばらん家芦北	水俣市汐見町1-2-21	090-1979-1329 NPO法人ばらん家
おるげ・のあ	おるげ・のあ	水俣市浜町1-6-17	62-8080 社会福祉法人さかえの杜
社会福祉法人水俣市社会福祉事業団	わくわくハウス	水俣市古賀町2-7-14	63-3598 社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
みつば学園グループホーム	グループホーム「虹」 グループホーム「さくら」	芦北町花岡1539	82-5472 社会福祉法人芦北福祉会
つわぶきの家	つわぶきの家	芦北町湯浦1506-9	86-0515 社会福祉法人光輪会

【特定相談（計画相談）】

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
支援センターまどか相談支援事業所	水俣市月浦269-13	61-1515	社会福祉法人照徳の里
うみ水俣	水俣市浜町1-9-17	62-8080	社会福祉法人さかえの杜
相談支援センターグループ・エコ	水俣市浜松町61-33	83-5666	特定非営利活動法人環境と福祉を結ぶ会 グループ・エコ
わくワークみなまた相談支援事業所	水俣市浜松町5-95	63-3598	社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
くまもと芦北相談支援センター	芦北町芦北2813	82-2431	社会福祉法人志友会
石路の里相談支援事業所	芦北町湯浦1505-1	86-0515	社会福祉法人光輪会
みつば学園相談支援事業所「真心」	芦北町花岡1539	82-5472	社会福祉法人芦北福祉会

【一般相談（地域移行・地域定着）】

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
支援センターまどか相談支援事業所	水俣市月浦269-13	61-1000	社会福祉法人照徳の里
石路の里相談支援事業所	芦北町湯浦1505-1	86-0515	社会福祉法人光輪会

【地域活動支援センター】

事業所名称	所在地	電話番号	事業者名称
支援センターまどか	水俣市月浦269-13	61-1515	社会福祉法人照徳の里
地域活動支援センターパレット	芦北町花岡1539	82-5472	社会福祉法人芦北福祉会

V-4-1 関係機関・団体・施設一覧

①市町

(令和7年4月現在)

名称			所在地	電話番号	備考
水俣市役所	福祉課	福祉支援係	水俣市陣内1-1-1	61-1650	
		生活支援係		61-1640	
	こども子育て課	こども家庭センター 子育て支援係		61-1667	
水俣市保健センター	いきいき健康課	健康推進室	水俣市牧ノ内3-1	62-3028	
		高齢介護支援室		63-3202	
芦北町役場	健康福祉課 こども未来・健康推進室	健康推進係	芦北町芦北2015	83-9675	
		子育て支援係		83-9674	
		障がい者福祉係		83-9670	
津奈木町役場	ほけん福祉課	保険班	津奈木町小津奈木2123	78-3115	
		福祉班			

②市町教育委員会

名称	所在地	電話番号	備考
水俣市教育委員会	水俣市陣内1-1-1	61-1636	
芦北町教育委員会	芦北町田浦653	87-1171	田浦基幹支所
津奈木町教育委員会	津奈木町岩城1588-1	78-5400	

③国・県の機関等

名称	所在地	電話番号	備考
(独)国立病院機構 熊本南病院	宇城市松橋町豊福2338	0964-32-0826	結核関係
水俣公共職業安定所	水俣市八幡町3-2-1	62-8609	
熊本県健康福祉部健康危機管理課	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2239	
熊本県保健環境科学研究所	宇土市栗崎町1240	0964-23-5711	
水俣警察署	水俣市ひばりヶ丘3-1	62-0110	
芦北警察署	芦北町芦北2784-4	82-3110	
芦北地域振興局総務振興課	芦北町芦北2670	82-2522	
芦北福祉事務所	芦北町芦北2670	82-2128	
芦北教育事務所	芦北町芦北2670	82-4030	
水俣保健所	水俣市八幡町3-2-7	63-4104	

④関係団体等

名称	所在地	電話番号	備考
水俣市芦北郡医師会	水俣市八幡町2-1-33	63-4138	
水俣芦北郡市歯科医師会（ながた歯科医院）	水俣市浜町2-1-18	82-3566	
水俣芦北薬剤師会（吉富薬局）	水俣市陣内1-4-8	62-0948	
看護協会水俣・芦北支部（国保水俣市立総合医療センター内）	水俣市天神町1-2-1	63-2101	支部長
介護支援専門員協会水俣・芦北支部（居宅介護支援センターばれっと内）	水俣市大園町1-1-3	63-2064	支部長
栄養士会水俣地域事業部（水俣協立病院内）	水俣市桜井町2-2-12	63-1704	部長
水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワーク	水俣市浜松町1-8-14 わくワークみなまた内	62-5999	事務局

⑤救急告示医療機関・救急関係機関

名称	所在地	電話番号	備考
国保水俣市立総合医療センター	水俣市天神町1-2-1	63-2101	
岡部病院	水俣市桜井町3-3-3	63-3311	
水俣・芦北広域事務組合消防本部（水俣消防署）	水俣市ひばりヶ丘3-12	63-1191	

⑥周産期、救急関係医療機関（圏域外）

名称	所在地	電話番号	備考
熊本大学病院（総合周産期母子医療センター）	熊本市中央区本荘1-1-1	096-344-2111	373-7054
熊本市民病院（総合周産期母子医療センター）	熊本市東区東町4丁目1-60	096-365-1711	
熊本赤十字病院（地域周産期母子医療センター）	熊本市東区長嶺南2-1-1	096-384-2111	
福田病院（地域周産期母子医療センター）	熊本市中央区新町2-2-6	096-322-2995	
国保水俣市立総合医療センター（地域産科医療施設）	水俣市天神町1-2-1	63-2101	
本田レディースクリニック（地域産科医療施設）	水俣市浜町3-6-21	63-2019	

⑦精神保健福祉関係医療機関等

名称	所在地	電話番号	備考
海のみえるココロの病院	水俣市袋705-14	63-5196	
水俣病院	水俣市浜4051	63-3148	
神経内科リハビリテーション協立クリニック	水俣市桜井町2-2-28	63-6835	

⑧訪問看護ステーション

名称	所在地	電話番号	備考
訪問看護ステーション白梅	水俣市昭和町2-4-16	63-7773	
訪問看護ステーション協立	水俣市桜井町2-2-14	63-6010	
訪問看護ステーションしあわせ	芦北町芦北2727-1	61-3056	
訪問看護ステーションみやざき	水俣市古城1-4-22	62-3746	
ニチケアセンター水俣訪問看護ステーション	水俣市長野町11-114-1	68-9950	
訪問看護ステーションはなみ	芦北町花岡1675-19	82-4192	
美里訪問看護ステーション	芦北町天月1337-1	84-0916	
ももの木訪問看護ステーション	芦北町田浦町653 芦北サテライトオフィス田浦202	83-8522	

⑨水俣病に関する相談窓口等

名称	所在地	電話番号	備考
水俣市水俣病相談窓口（水俣市環境課）	水俣市陣内1丁目1-1	61-1647	
水俣市水俣病相談窓口（水俣市いきいき健康課内）	水俣市牧ノ内3-1	63-3202	
芦北町水俣病相談窓口（芦北町住民生活課環境対策係）	芦北町芦北2015	82-2511	
津奈木町水俣病相談窓口（津奈木町住民課内）	津奈木町小津奈木2123	78-5533	
国保水俣市立総合医療センター 地域医療支援室	水俣市天神町1-2-1	63-2101	（内581）
国立水俣病総合研究センター臨床部 リハビリテーション室	水俣市浜4058-18	63-3111	
熊本県環境生活部水俣病保健課（手帳関係）	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2284	
水俣市社会福祉事業団 水俣市立明水園	水俣市浜4076	63-1108	

⑩胎児性・小児性水俣病患者地域生活支援事業実施機関

名称	所在地	電話番号	備考
NP0法人ひまわり芦北	芦北町湯浦233-6	86-1122	
社会福祉法人さかえの杜 ほっとはうす	水俣市浜町1-9-17	62-8080	
NP0法人水俣病協働センター（水俣・ほたるの家）	水俣市南福寺108、水俣市月浦900-1	63-8779	
社会福祉法人水俣市社会福祉事業団 わくワークみなまた	水俣市浜松町5-95	63-3598	
NP0法人はまどり	水俣市大黒町2-1-10	84-9580	
一般社団法人きぼう・未来・水俣	水俣市昭和町2-4-8	63-6741	

V—4—2 保健予防課関係データ

(1) 健康づくり関係

① 特定健康診査受診率

(%)

	水俣市	芦北町	津奈木町	管内平均	熊本県
令和元年度	31.3	35.7	56.6	35.7	38.0
令和2年度	35.4	36.3	57.1	38.0	33.6
令和3年度	41.0	35.8	54.1	40.4	36.6
令和4年度	41.5	41.6	52.5	42.7	36.6

熊本県市町村国保法定報告値

(2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること

① 自立支援医療費公費負担制度 受給状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水俣市	310	317	348	399	396
芦北町	164	181	163	180	186
津奈木町	39	40	43	53	49
管内	513	538	554	632	631
熊本県 (熊本市を除く)	15,891	17,196	17,737	19,927	20,207

② 23条（警察官）通報状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通報件数	10	8	17	12	8
措置入院に関する診察実施	4	2	5	5	7
措置入院数	3	2	3	4	3

※通報件数には、警察からの情報提供も含む。

③ 27条第2項 知事職務診察（職権による指定医の診察）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
措置入院に関する診察実施	0	0	0	0	0
措置入院数	0	0	0	0	0

(3) 指定難病治療研究事業

① 指定難病医療受給者数（疾患群別：2つの群に属する疾患あり）

※複数の疾患で受給されていても、受給者証は1人1枚となる。

（単位：人）

疾患群	人数	疾患群	人数
血液系疾患	5	腎・泌尿器系疾患	7
呼吸器系疾患	6	染色体または遺伝子に変化を伴う疾患	2
骨・関節系疾患	20	代謝系疾患	4
視覚系疾患	18	内分泌系疾患	6
循環器系疾患	11	皮膚・結合組織疾患	7
消化器系疾患	48	免疫系疾患	49
神経・筋疾患	61		

県健康づくり推進課：令和6年3月末時点指定難病受給者一覧

(4) 感染症関係

①結核関係指標の年次推移

	年末登録数 人口 (10万対)	罹患率 (人口10万対)			新登録患者数 (人)			新登録70歳以上 割合(%)		
		圏域	県	全国	圏域	県	全国	圏域	県	全国
平成30年	20(44.1)	8.8	11.4	12.3	4	201	15,590	50.0	71.6	59.9
令和元年	11(24.8)	9.0	10.0	11.5	4	175	14,460	75.0	72.6	61.1
令和2年	12(27.6)	16.1	9.8	10.1	7	170	12,739	100	75.3	62.6
令和3年	15(35.3)	16.48	7.3	9.2	7	126	11,519	85.7	79.4	63.5
令和4年	16(38.6)	16.9	9.3	8.2	7	146	10,235	85.7	75.3	65.0
令和5年	16(39.7)	9.9	6.8	8.1	4	117	10,096	100	73.5	62.1

出典：公益財団法人結核予防会結核研究所疫学情報センター

②結核検診の年度別推移

(単位：人、%)

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
水俣市	9,018	1,147	12.7	9,077	1,073	11.8	9,242	1,091	11.8
芦北町	7,305	1,914	26.2	7,479	1,839	24.6	7,360	1,787	24.3
津奈木町	752	334	44.4	893	331	37.1	878	331	37.7
管内計	17,075	3,395	19.9	17,449	3,243	18.6	17,480	3,209	18.4

③感染症の発生状況

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		管内	熊本県	管内	熊本県	管内	熊本県	管内	熊本県
2類感染症	ジフテリア	0	0	0	0	0	0	0	0
	急性灰白髄炎	0	0	0	0	0	0	0	0
	新型コロナウイルス感染症	383	62,893	5,972	396,749	-	-	-	-
3類感染症	腸チフス	0	0	0	0	0	0	0	0
	パラチフス	0	0	0	0	0	0	0	0
	コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	0	31	0	45	0	33	0	46
4類感染症	レジオネラ症	0	41	0	42	0	45	1	40
	SFTS	0	7	0	8	0	6	1	8
	日本紅斑熱	2	19	1	23	1	21	1	16
	つつが虫病	1	8	0	5	2	20	1	10
	デング熱	0	0	0	0	0	0	0	2
5類感染症	破傷風	0	3	0	2	0	0	0	0
	麻しん	0	0	0	0	0	0	0	0
	風しん	0	0	0	0	0	0	0	0
	アメーバ赤痢	0	5	0	2	1	2	0	8
	梅毒	0	142	6	235	3	244	2	249
	侵袭性肺炎球菌感染症	1	18	0	22	0	22	2	26
	加パ [®] 耐性腸内細菌感染症	0	18	0	16	0	16	0	19

感染症サーベイランスシステム

④HIV、性感染症相談・検査状況

	HIV		性感染症	HTLV-1	ウイルス性肝炎
	相談	検査	検査	検査	検査
令和3年度	2	6	5	1	4
令和4年度	11	0	0	0	0
令和5年度	8	19	18	0	20
令和6年度	20	6	10	0	13

(5) 歯科保健

①むし歯保有状況

【1歳6カ月児】

	1歳6カ月児健康診査									
	むし歯保有者率(%)					一人平均むし歯本数(本)				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
水俣市	1.56	1.37	0.69	1.01	4.00	0.04	0.01	0.01	0.04	0.07
芦北町	5.62	5.05	1.37	1.35	0.00	0.09	0.16	0.03	0.04	0.00
津奈木町	3.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
管内	2.92	2.65	0.83	1.04	2.31	0.05	0.07	0.02	0.04	0.04
熊本県	1.89	1.76	2.00	1.37	1.21	0.04	0.05	0.05	0.04	0.03

健康づくり推進課：歯科健康診査実施状況

【3歳児】

	3歳児健康診査									
	むし歯保有者率(%)					一人平均むし歯本数(本)				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
水俣市	32.95	34.59	41.62	19.30	27.67	1.37	1.39	0.94	0.68	0.90
芦北町	23.36	31.96	21.43	32.93	26.15	0.99	1.19	1.10	1.07	0.94
津奈木町	21.74	60.00	42.31	43.75	35.48	0.30	1.60	1.31	0.94	0.77
管内	28.71	35.94	35.28	26.42	28.24	1.16	1.34	1.02	0.85	0.89
熊本県	20.39	18.91	18.37	16.59	14.82	0.74	0.67	0.63	0.59	0.50

健康づくり推進課：歯科健康診査実施状況

【12歳児】

	12歳児健康診査									
	むし歯保有者率(%)					一人平均むし歯本数(本)				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
水俣市	52.41	43.28	45.83	27.53	32.18	1.32	1.01	1.34	0.50	0.67
芦北町	42.31	21.80	17.16	39.32	42.74	1.18	0.73	0.64	1.68	1.44
津奈木町	32.35	41.03	40.54	27.59	30.00	0.59	0.67	0.89	0.55	0.67
管内	47.08	35.39	34.71	31.79	35.98	1.20	0.88	1.04	0.93	0.96
熊本県	35.02	32.73	30.34	27.97	27.76	0.96	0.91	0.85	0.77	0.75

健康づくり推進課：歯科健康診査実施状況

(6) 母子保健

①妊娠の届け出(令和4年度集計結果)

妊娠届出週数別実数(件)							
	総数	満11週以内	満12週～19週	満20週～27週	満28週以上	分娩後	不詳
水俣市	83	78	4	0	1	0	0
芦北町	59	58	1	0	0	0	0
津奈木町	9	9	0	0	0	0	0
管内計	151	145	5	0	1	0	0
県計	11761	11103	510	75	57	12	4

令和5年度熊本県の母子保健

②妊婦健康診査結果(令和4年度集計結果)

	受診者 実人数 (公費負担受 診券14回を 通して)	公費負担受診券8回目(30週～31週)の結果							
		受診者 実人数	指導区分別実人数			異常のある者の実人数			
			異常 なし	要指導	要治療	高血圧 蛋白尿 浮腫	貧血	血糖値	その他
水俣市	159	108	54	7	47	8	37	17	0
芦北町	100	55	33	6	16	1	9	13	0
津奈木町	22	12	8	1	3	0	2	2	0
管内計	281	175	95	14	66	9	48	32	0
県計	18820	11188	6205	1552	3396	647	3262	1680	534

令和5年度熊本県の母子保健

③乳幼児健康診査受診率 (令和4年度集計結果)

	3～5 力月児健康診査			1 歳 6 力月児健康診査			3 歳児健康診査		
	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率
水俣市	117	120	102.6	142	150	105.6	169	159	94.1
芦北町	67	66	98.5	78	77	98.7	66	65	98.5
津奈木町	15	15	100.0	33	33	100.0	31	31	100.0
管内計	199	201	101.0	253	260	102.8	266	255	95.9
県総数	11975	11823	98.7	13629	13446	98.7	14501	14254	98.3

令和5年度熊本県の母子保健

④人工妊娠中絶数・実施率 ※女子人口千対

	総数		実施率		20 歳未満数(再掲)		20 歳未満率(再掲)	
	管内	県	県	全国	県	全国	県	全国
平成30年度	45	2,881	8.8	6.4	211	13,588	5.1	4.7
令和元年度	35	2,611	8.3	6.2	209	12,678	5.2	4.5
令和2年度	22	2,345	7.5	5.8	173	10,309	4.5	3.8
令和3年度	22	1,964	6.3	5.1	151	9093	3.9	3.3
令和4年度	21	2,030	6.6	5.1	157	9569	7.8	3.6
令和5年度	19	2,271	7.4	5.3	208	10,053	5.3	3.8

地域保健・健康増進事業報告・衛生行政報告例

【参考】体重別出生数(令和4年)

	出生数	体 重 区 分				1.5kg未満出生 割合(%)	低体重(2. 5kg未満)児 出生割合(%)
		1,000g 未満	1,000g ～ 1,500g 未満	1,500g ～ 2,500g 未満	合計		
水俣市	122	3	1	7	11	3.3%	9.0%
芦北町	67	0	1	3	4	1.5%	6.0%
津奈木町	14	0	0	2	2	0%	14.3%
管内計	203	3	2	12	5	2.5%	8.4%
熊本県	11875	43	87	905	1035	1.0%	8.7%

人口動態調査

⑤小児慢性特定疾病医療費支給認定者数（疾患別） ※全て各年度の3月末現在の人数

年 度 内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
悪性新生物	5	5	4	5	5	5
慢性腎疾患	2	2	2	3	3	3
慢性呼吸器疾患	2	3	4	4	5	5
慢性心疾患	3	3	6	6	6	6
内分泌疾患	8	8	7	6	4	4
膠原病	3	3	0	0	0	1
糖尿病	4	4	4	3	5	5
先天性代謝異常	3	3	3	2	2	1
免疫疾患	1	1	0	0	0	0
神経・筋疾患	8	8	7	5	5	5
慢性消化器疾患	3	3	3	2	2	2
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候	1	1	2	2	1	1
皮膚疾患	0	1	0	0	0	0
骨系統疾患			2	0	1	2
脈管系疾患			1	1	1	2
計	43	45	45	39(実37人)	40(実39人)	42人(実41人)

⑥特定不妊治療費助成事業申請件数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延 29 件	延 19 件	延 36 件	延 28 件	延 59 件	延 10 件	延 0 件

(7) 水俣病認定者家庭療養指導事業実績

	管内被認定者状況			被認定者総数		
	被 認 定 者 数	在 宅	入院・入所等	管 外 居 所	総 数	生存者
令和 4 年度	154	101	53	0	1,791	190
令和 5 年度	140	89	51	1	1,791	176
令和 6 年度	129	79	50	1	1,791	163

被認定者総数は熊本県認定審査分(各年度末現在)

	訪 問 対 象 者 数	訪 問 件 数 (不在も含めたすべての訪問件数)	
		訪 問 実 人 員	訪 問 延 人 員
令和 4 年度	112	112	787
令和 5 年度	101	101	528
令和 6 年度	89	89	528

訪問対象者：前年度末の在宅者で、訪問拒否者等を除く数（年度当初現在）